

令和 7 年第 4 回上里町議会定例会会議録第 1 号

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 提出議案の報告について
 - 日程第 4 町長の行政報告について
 - 日程第 5 諸報告について
 - 日程第 6 一般質問について
 - 日程第 7 （町長提出議案第 3 5 号）令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 2 号）について
 - 日程第 8 （町長提出議案第 3 6 号）令和 7 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 日程第 9 （町長提出諮問第 1 号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第 1 0 請願・陳情について
 - 日程第 1 1 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員（１４人）

１番	石井 慎也 君	２番	伊藤 覚 君
３番	金子 義則 君	４番	戸矢 隆光 君
５番	高橋 勝利 君	６番	飯塚 賢治 君
７番	猪岡 壽 君	８番	齊藤 崇 君
９番	植原 育雄 君	１０番	高橋 正行 君
１１番	新井 實 君	１２番	沓澤 幸子 君
１３番	高橋 仁 君	１４番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	望 月 誠 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸矢 信男 君
税 務 課 長	間々田 由美 君	くらし安全 課 長	関口 博之 君
町民福祉課長	井出 康之 君	子育て共生 課 長	阿佐美 由紀 君
健康保険課長	亀田 真司 君	高 齢 者 いきいき課長	山田 隆 君
道路整備課長	根岸 利夫 君	まちづくり 推進課 長	山中 一朗 君
地域活力創造 課 長	岩崎 賢二 君	農業振興課長	間々田 亮 君
会 計 課 長	金井 憲寿 君	教育総務課長	及川 慶一 君
教育指導課長	櫻井 達夫 君	生涯学習課長	須藤 秀 君
上下水道課長	飯島 博 君	選管委員長	関根 健次 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	長谷川 紀江
主 任	岡 利憲		

◎開会・開議

午前9時4分開会・開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（飯塚賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番高橋勝利議員、7番猪岡壽議員、8番齊藤崇議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（飯塚賢治君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

3月定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、猪岡壽議員。

〔議会運営委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○議会運営委員会委員長（猪岡 壽君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の猪岡壽でございます。

前期3月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、5月15日に議会運営委員会を開催し慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問についてであります。今期定例会においては、期限までに10名の議員から通告書が提出されており、質問の通告時間の合計は6時間20分であり、答弁時間を含めるとおおむね11時間程度になると見込まれます。

なお、一般質問は、本日と明日6月5日木曜日の2日間となり、本日5名、明日5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、令和7年度補正予算が2件、人権擁護委員の推薦についてが1件で、これらを合計いたしますと3件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

また、今期定例会に提出された請願・陳情はありませんでした。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、配付した会期日程表のとおり、本日6月4日から12日までの9日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（飯塚賢治君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（飯塚賢治君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議いただきますことに心から感謝申し上げます。

まず、国の分析によりますと、新たな年度となり、日本の経済情勢は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感が見られることとしております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることを期待されていますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっています。また、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

一方で、世界の経済情勢は持ち直しが緩やかになっており、一部の地域において足踏みが見られますが、通商政策による影響の広がりから持ち直しの動きが弱まる可能性があります。通

商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いがさらに弱まる可能性があり、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクや、今後の政策動向による影響に留意する必要があるとしております。

さて、本定例会には、令和7年度一般会計補正予算等が2件と、諮問案件として、上里町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての合計3件の議案を提出させていただきました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、最終日に5件の追加議案を予定しておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

次に、町職員の定期人事異動ですが、一般退職、埼玉県への復帰退職などにより8名に退職辞令を交付し、新規採用職員については、一般事務職5名、技術職2名、合計7名を採用しました。

また、新たに再任用職員を1名任用し、県から1名の職員派遣を受けております。異動規模としましては、昇任など延べ99名への異動辞令を発令し、職員編成を行いました。

今回の職員編成の特色としましては、産業振興課を農業振興課に名称を変更し、農業関連政策を当該課が担い、商工、観光、統計、企業誘致など、多岐にわたる事業を専門的に推進するため地域活力創造課を創設しました。併せて、保健センター等複合施設の供用開始に当たり、当該施設管理を担うため保健センターに保健庶務係の設置など、全庁的な視点で見直しを行い、限られた人材で効率のよい組織体制を整備いたしました。

本年4月1日現在における総職員数は205名となり、昨年度203名と比較しまして2名の増員となりました。今後も人材の育成を推進して組織力を高め、町民サービスの向上につなげてまいりたいと思います。

続きまして、3月定例議会以降におきます主な行政報告及び行事等について報告させていただきます。

3月23日、第31回上里町乾武マラソン大会が行われました。ゲストランナーに上武大学駅伝部の皆さんを迎え、800名を超える参加者の下、盛大に開催することができました。

令和7年4月より拡充した産後ケアは、新たに追加した日帰り型サービスを利用いただいた方が埼玉新聞に掲載されました。産後ケアにより安心して子育てができるよう周知啓発に努めてまいります。

4月1日より運行を開始している新たなコミュニティバスとデマンド交通ですが、順調にスタートしております。コミュニティバスは中央ルートのための運行となり、4月の利用者は1,435人でした。デマンド交通は301人で、利用者登録の数も日々増えており、現在400人を超えております。引き続き公共交通の利用促進に努めてまいります。

4月20日、第23回上里町民ゴルフ大会が開催されました。町内外169名の方に御参加いただきました。

5月11日、第6回ちいさな駅前を旅するマーケットが行われました。歩いて楽しめるイベントとして、駅前通りの空き地や空き家、民間の駐車場を活用し、また、キムラヤ乳業株式会社の通りを歩行者天国にすることで滞在空間を設ける試みも行いました。今回も、地元の店舗を含め35店舗と多くのお店が出店しました。子どもマーケットの出店やアクセサリや雑貨等の販売、さらにはキッチンカーも出店するなど、幅広い世代のお客様に御来場いただきました。

5月22日、NEXCO東日本と観光・物産分野に特化した連携協定を締結しました。このたびの連携協定を通じて、住民サービスの向上と地域社会の活性化に寄与するとともに、関越自動車道上里サービスエリアにおける質の高いサービスの提供等により、利用者の利便性向上と利用拡大を図ってまいります。

5月25日、第42回クリーンの日として、大勢の町民の皆様による町内一斉清掃が行われました。

5月28日、埼玉西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定による協働事業であるフレンジーシティ感謝デーが所沢市・ベルーナドームで開催され、上里町も参加させていただきました。当日は「こむぎっち」も参加し、来場者のお出迎えと観光パンフレット等の配布を行いました。

5月31日、小型家電回収及び製品プラスチック回収を実施し、資源ごみの再生利用の推進を図りました。

議員の皆様には、大変お忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会における行政報告及び行事等の報告といたします。今後とも町政の推進に当たりましては、議会議員の皆様の御指導・御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年6月4日、上里町長、山下博一。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎日程第5 諸報告について

○議長（飯塚賢治君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援の継続を要望す

る意見書の採択を求める要請書については、参考にその写しを配付しておきましたので御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正等についての件。

令和6年度一般会計及び水道事業会計の繰越計算書、令和6年度上里町土地開発公社事業報告書・決算書及び令和7年度事業計画書・予算書が報告事項として提出があり、配付しておきましたので御了承願います。

次に、本定例会の説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前 9時19分休憩

午前 9時20分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（飯塚賢治君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は、4つの大枠の質問で、(1)は逼迫する医療体制をどう守るか、それから2番目として令和の米騒動について、(3)が再考デジタル教育について、(4)が学校給食の無償化についてでございます。

それでは、(1)から順番に質問させていただきます。

(1)逼迫する医療体制をどう守るかについて。

①救急搬送の法律化を図り、救命率の向上を図ることについて。

私も、去年9月24日から10月23日まで、公立藤岡総合病院に間質性肺炎という難病にかかってしまい入院していましたが、本来は3か月入院できるわけなのでございますが、二次救急ないし三次救急の救急指定病院になっているため、病気がある程度よくなると、空きベッドの都

合ではかの病院に転院してもらいたいということで、1か月で本庄総合病院に転院になってしまいました。私は、救急車が入ってくる病棟の5階に入院していましたが、24時間で20回ないしは30回ぐらい救急車の出入りがあり、医療体制は逼迫し、119番通報されて患者を救急搬送する広域消防署及び各分署の救急隊も、昼と夜も関係ない24時間体制で、人の命に関わる職場は救急搬送する側、受け入れる病院側も常時真剣勝負の職場を目の当たりに見て、本当に大変な職場だとつくづく思いました。

今年の2月11日の読売新聞の社説に、救急搬送最多及び逼迫する医療体制をどう守るかについての日本の現状及びこれからの課題が書いてありましたが、少しこのことについて文面を参考にさせていただきたいと思います。

2023年の出動件数は全国で約764万件、病院に搬送された人は約664万人で、いずれも過去最多を更新しました。119番通報から救急車の現場到着までにかかった時間も、平均10分で過去2番目の長さだったとのことであります。

今年になってから児玉郡市広域市町村圏消防組合上里分署の救急隊が救急搬送のため出動してきているのを見ていますと、到着するのには10分ないしは15分で来ているのですが、患者を救急車に乗せてから病院に運ぶまでが、早くても30分ないしは40分ぐらいの時間がかかってしまっております。これは患者さんの病状把握をして、病院探しを隊員がしていて、受入病院に非常に手間がかかってしまっているのではないかといつも思っております。重症の患者の場合、一刻を争う状況なので、早急に改善する必要があると思います。救急搬送される方の平均は60歳以上の人が半数以上とのことであります。

社説の最後に書いてありますが、一部地域の自治体によっては、救急隊と近隣地域の複数の救急指定病院で患者の病状や患者の画像をオンラインで共有し、短時間で受け入れるシステムを導入しているところがあるとのことですので、児玉郡市広域市町村圏組合消防本部では、近隣市町の首長が各医師会と話し合って上記のシステムを早急に導入して救急搬送の効率化を図り、救命率の向上を図っていただきたいと思います。山下町長の見解をお伺いいたします。

また、児玉郡市広域市町村圏消防組合上里分署における救急搬送について、1日と1か月及び1年間の搬送人数はおのの何人ぐらいになって、また、救急搬送された人の男女別の人数、平均年齢は何歳ぐらいでしょうか。山下町長にお伺いいたします。

119番通報をするかどうか迷ったときのために、電話相談窓口「#7119」がありますが、導入していない県もあるとのこと、埼玉県はどうなっているのでしょうか。山下町長にお伺いいたします。

上里をはじめ、本庄市、美里町、神川町の本庄児玉郡市には、戦後80年近くたっても今でもって公立の総合病院が一つもありません。恐らく救急搬送される半分ないしは6割前後は町外

または県外、特に群馬県の公立藤岡総合病院や伊勢崎市民病院等に運び込まれる町民が大変多いと思います。埼玉県には戦前から医学専門学校がなく、したがって、戦後新設の国立大学の埼玉大学が設立されたときにも医学部は創設されませんでした。群馬県では、戦後新たな国立大学、群馬大学が設立されたときに、旧制の前橋医専が群馬大学医学部として発足し、戦後群馬県を中心に近隣市町村の医療分野を一手に担ってきました。

埼玉県では、本庄児玉郡市の首長さんをはじめ、市町村会議員や代議士などは埼玉県や国に今まで何十回、また、本庄児玉郡に公立総合病院の陳情をしても、それぞれの地域の開業医のお医者さん、また、地域の医師会の反対、また、県・国も公立総合病院の設立には何百億円と設備投資がかかりますので、なかなか要望の話には今まで乗ってくれてはおりません。しかし、埼玉県は、全国の都道府県で東京都に次ぐ第2位の730万人の人口を抱えていながら、本当に一番東京に近いわけですが、医療過疎県の代表となってしまっております。言葉では本庄児玉郡市の中で上里町は埼玉県の北の玄関口などと言われていますが、公立、私立の総合病院は一つもありません。本庄市には私立の総合病院、専門病院はありますが、上里町は私立の開業医だけで、日曜、祭日などはほとんどの医院は休んでしまっていますので、本当に困ってしまっております。

この現状を踏まえ、山下町長には是非、本庄市をはじめ、神川町、美里町の町長と話し合い、また、協議をし、本庄児玉郡市に改めて公立の総合病院の誘致と国立の埼玉大学の医学部の新設ないしは埼玉県立医大の新設を是非とも要望していただきたいと思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

(2) 令和の米騒動について。

① 米価の抑制と米の不足解消の手当てについて。

長引く米価の高騰は、国民の各家庭を一段と圧迫し続けています。政府は何をしているのか。農水省は政府備蓄米の放出に向けて3回に分けて入札を実施しました。米の供給量を増やし、不足感を和らげるのが目的のようであります。しかし、スーパーでは5キロ4,000円台に高止まりしている銘柄が多く、空きの棚も目立ちます。放出が消費者の期待するような効果を挙げていないのは明らかなようでございます。備蓄米の放出は新米が出回る7月頃まで続くとのこと、高米価が続く現状を踏まえて放出の方法を改善する必要があるのではないかと私は思いますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

1つお話ししておきますが、これを一般質問に出したのは5月1日だったので、それから毎日のように米騒動はころころ内容が変わっていますので、少々内容が遅れてしまっていますことを、一般質問の内容はちょっとおかしいんじゃないかと思う方もいると思いますが、毎日この令和の米騒動については内容が変わっておりますので、その辺をひとつよろしくお願いしま

す。

まず、第1に考えるべきは、放出した米を原則1年以内に買い戻す入札要件の見直しであります。備蓄水準を回復させるのが狙いですが、これが入札へのハードルになっているとの指摘があります。対象を大規模な集荷業者に限っている入札の参加条件の緩和も大きな課題になります。

広く素早く行き渡るように、集荷業者から米を買う卸会社なども対象にすることを考えてもらいたいと思い、山下町長には政府与党に対して、衆参両院の代議士を通して上記のことを陳情していただきたいと思います。山下町長の見解をお伺いいたします。

併せて検討すべきなのは、関税ゼロで国が輸入するミニマムアクセス（MA）の米の活用であります。これまで加工用などに回しており、在庫は常時36万トン以上あります。農水省は100万トンをめどに政府備蓄米を運営しています。既に約30万トンが放出の対象になっており、今後も入札が続くとのこと、必要ならMA米（ミニマムアクセス米）を主食用に使うことも検討していただきたいと、山下町長には農林水産省に代議士を通して早急に要望してもらいたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

米価が上昇し始めて以降、農政は迷走しております。2024年産米の流通が始まれば混乱は収まるとの読みが外れ、備蓄米放出の決断にも手間取り、いざ放出しても思うように効果が上がりませんでした。背景に透けて見えるのが米価の下落で稲作が圧迫されるのを避けたいとの発想ではないでしょうか。しかし、高米価は今後米離れを加速させ、経営環境を悪化させるおそれがあります。主食を支える米の生産を維持するのは大変大切です。その目的は、国民に米を安定的に供給することにあると思います。それが揺らいで、現在の状況は農政への国民の不信感を招きかねないと考えます。

最後に、米価の抑制と米の不足解消については、生産調整の見直しや政府備蓄米の状況、農地の保全、稲作の担い手の確保など、今後の米政策は課題が山積みしております。国民の不安を払拭しない限り、政府の再構築はそんな簡単ではないことを、農政に携わる人たちは自覚することが大変大事だと私はと思いますが、山下町長の見解をお聞かせください。

(3)再考デジタル教育について。

①デジタル教科書が正式な教科書に加わる見通しになったことについて。

タブレット端末などで使うデジタル教科書が正式な教科書に加わる見通しになりました。デジタル時代の学びの実現に一步前進です。文部科学省や発行会社は創意工夫を凝らし、子どもの学習意欲を高める教科書を送り出してほしいと思います。

中央教育審議会の作業部会は、デジタルを小・中・高などの正式な教科書とする案をまとめました。文科省は2030年の使用開始をにらみ、26年度までに必要な制度改正をしたいと考えて

おります。明治以来、紙を前提にしてきた日本の教科書制度の転換点となると思います。

デジタル教科書は、現在小・中学校の英語と算数・数学を中心に導入が始まっています。ただ、今は代替教材の位置づけで、内容は紙の教科書と同じにしないでなりません。正式な教科書になると、デジタルに最適化した編集ができます。動画や音声、図形を動かせる機能などをフル活用して、意欲や理解度を高める内容にしてもらいたいと思います。

英語の発音練習でネイティブな声を聞く、理科で実験の動画を見るといった学習も容易になります。英語や理数で良質なデジタル教科書が増えれば、理系やグローバル分野の人材育成の一助にもなると思いますが、齊藤教育長は、上里町教育委員会のトップとして中央教育審議会の作業部会がデジタルを小・中・高などの正式な教科書とする案をまとめたことに対して、どのような見解を持って今後の教育行政に当たるのか、そのお考えをお聞かせください。

紙の教科書がなくなるわけではありません。作業部会は、紙、デジタル、紙とデジタルで構成するハイブリッドという3形態から自治体などが選ぶ案を示しました。地域の学校や子どもの状況に応じて最適な選択ができるのは好ましいと私は思いますが、今後自治体が3形態から教科書を選ぶ場合、何を基準にして教科書選考に当たるのか、齊藤教育長のお考えをお聞かせください。

一方で、デジタル教科書の普及を進めるには、国全体でもある程度足並みをそろえる手もあり、多面的に検討してほしいと思いますが、齊藤教育長のお考えをお伺いいたします。

学年や教科で紙・デジタルを使い分けることを容認する方針は、移行期の対応としては適切ではないでしょうか。英語や数学などデジタルの長所を生かしやすい教科等、高学年から導入を始める選択があってもよいと思いますが、教育委員会のトップとしての齊藤教育長のお考えをお聞かせください。

活用に向けた課題は山積みしています。デジタル教科書を使いこなせる教員の育成が急務であり、上里町の教育委員会でも早い時期からデジタル教科書を使いこなせる教員の育成を図っていただきたいと考えているところですが、齊藤教育長の事業計画に対する推進方法をお聞かせください。

文部科学省には、草稿段階で細かくチェックする検定制度が創造的な教科書づくりの足かせにならないよう配慮すべきことを、教育長会議等を通じて県・国にお願いしていただきたいと思います。思っておりますが、齊藤教育長の見解をお伺いいたします。

(4) 学校給食の無償化について。

① 学校給食無償化は社会全体で支えることについて。

物価の高騰は、子どもたちの健康や成長に寄与する学校給食にも大きな影響を及ぼしています。安定的な提供を維持するために何が必要なのか、社会全体で考える視点が大切だと私は思

いますが、山下町長の見解をお伺いします。

松江市は、公立小・中学校などの給食費を、去年の2学期から1食当たり19円から20円値上げしました。負担増に悩んだ保護者は少なくなかったのではないかと思います。福岡県久留米市も去年から食費を値上げしました。牛丼を豚丼に変えたり、ハンバーグを小さめにしたりといった工夫を重ねてきましたが、物価高騰のペースが上がり、摂取カロリーが国の基準に満たない日もあったからと言っております。

学校給食法は、施設、設備費は自治体が負担すると定めていますが、物価高騰対策や子育て支援の一環としての給食費の無償化に踏み切る自治体もあり、対応は分かれています。子どもの成長にとって給食の役割が大きくなっている中で、居住する自治体の財政力次第で費用負担や受けられるサービスに格差が生じるのは望ましくないので、本庄市はいずれにせよ上里町の小・中学校給食は早急に無償化にすべきと私は思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

朝食を抜いたり、偏食ぎみだったりする子どもには、栄養バランスを考慮して作られる給食は大きな補給源となります。様々な家庭の事情から自宅で寂しく食事をしているような子にとっては、友達と一緒に食べる温かい給食は空腹を満たす以上に人生をこれから力強く生きていくための大きな意義があると私は思われますので、給食費の無償化は児童・生徒にとってこんなありがたい助っ人はないと思っております。

共働き世帯が増える中、早起きして弁当を作らなくても済むことは保護者の負担軽減にもなります。安くて質の高い給食を提供することは、大人の責務と言えます。その環境を整えるために、知恵を絞る必要があります。

静岡県袋井市は、地元の農家などから、通常は破棄される規格外の野菜を安値で購入し、給食の食材に使っているとのこと、子どもたちに無料で低額で食事を提供する各地のこども食堂では、賞味期限がなくなって売場から回収された食品をメーカーなどから譲り受け、安全性を確認した上で利用しているとのことでもあります。こういう取組を学校給食にも応用できないものか。こういう物価高の現状の中では大いに検討する余地があると思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。こうした取組は、子どもが食品ロスの問題に関心を持つ契機にもなるのではないのでしょうか。

政府は、給食の食材費高騰に悩む自治体にある程度の財政支援を行っております。全国一律の給食費無償化については、各自治体の実態を把握した上で検討すると言っております。財源確保などの課題はありますが、無償化は有効な少子化対策に、また、子育て支援になるはずであり、実現に向けた方策を国はもちろん第一に、そして、国が無償化の方策を実現するまでの間、上里町では、財政的に大変でしょうが、町の全額負担で給食費無償化の実現を是非ともお

願いたいと思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） 11番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、逼迫する医療体制をどう守るかについての①救急搬送の効率化を図り、救命率の向上を図ることについてでございます。

急速な高齢化の進展等により、救急搬送の増加が救急医療の逼迫を招くことが懸念されるなど、各地域においても救急医療体制の確保が喫緊の課題であります。上里町を含めた北部地域も例外ではないと認識しております。

この後、議員の御質問に順次お答え申し上げますが、救急医療体制に関わる各種データやシステムの導入状況等については、令和7年2月に開催された児玉地域救急医療対策協議会で示された資料に基づくものとなります。

初めに、救急搬送の人数については、児玉郡市広域消防本部全域で令和6年1年間に6,322人で、そのうち上里町は1,286人となっています。

男女比や年齢に関しましては、児玉郡市全体の数でお答え申し上げます。まず、男女比は、70歳以下の場合、男性が約6割、女性が4割となっており、71歳以上については男女ともに5割となっております。平均年齢は分かりかねますが、全体に占める71歳以上の割合が56%となっており、搬送者の多くは高齢者となっています。

次に、救急車と医療機関を結ぶオンライン情報連携システム導入の御質問ですが、埼玉県においては既にシステム導入をしており、令和7年3月31日より救急隊から医療機関へ動画や画像、チャットを送信する機能を追加して救急搬送体制を強化しているようであります。

なお、消防本部では、迅速かつ的確な救急搬送をするために利用者のマイナンバーカードの所持を推奨しておりますので、町としても周知してまいりたいと思います。私も常に財布の中にマイナンバーカードを持っていまして、救急搬送したときにこれを搬送員に渡して、通常からどこに通院しているか、そういったものが迅速に分かるようなことで、広域消防から私に対しても是非これを周知していただきたいということを消防長から言われております。また、先日テレビでもそういった取材が、平塚市の救急搬送の話が出ておりました。

続きます。また、救急電話相談「＃7119」についても埼玉県では既に導入されており、小児や大人の救急相談に24時間対応できる体制を整えています。広域消防本部が示すデータからも分かるように、高齢者の搬送件数が多く、高齢化の進展により今後も同様な傾向が続くものと

推測されます。

町といたしましても、「#7119」等の既存のサービスを有効活用していただけるよう関係機関や関係課と連携し、救急医療体制の逼迫を少しでも緩和できるよう努力してまいります。

最後に、公立総合病院の誘致の御質問についてお答え申し上げます。

病院を新設するには、埼玉県地域保健医療計画にのっとり、県知事の許可を受けて整備する必要があります。この計画は、入院治療を行う区域を県内10地区に分け、区域内の人口や入院受療率などから必要病床数を算出し、既存病床数を差し引いて整備する病床数を定めています。

上里町の属する北部医療圏では、令和5年3月末時点で既存病床数が必要病床数を超えているため整備方針は示されていません。したがって、児玉郡市に公立の総合病院を新たに建設することは難しい状況にあります。

しかしながら、地域の実情として町内に入院施設がなく、病院の新設を望む町民の声を多くいただいていますので、町といたしましては、これまでも私が町村会の副会長という立場で大野知事との意見交換会の席で要望してまいりました。引き続き埼玉県への要望を行いながら、各関係機関と連携協力し、現状の医療体制のさらなる充実を目指してまいります。

次に、2、令和の米騒動についての①米価の抑制と米の不足解消の手当てについてお答え申し上げます。

議員お話しのとおり、スーパーなど小売店での米の店頭価格は昨年の2倍以上に高騰し、社会問題化しています。国は米の価格を抑制するため備蓄米放出を開始しましたが、高止まりしたままとなっています。議員御質問の備蓄米放出方法の改善ですが、国は備蓄米の受渡しから原則1年以内に同じ量を買戻すという当初の条件を緩和し、5年以内とされ、さらに随意契約となつてからは買戻し条件はなくなっている状況でございます。

また、備蓄米の放出手続について、3回目までは高い価格をつけた業者から順に売り渡す入札で行われていましたが、米の価格引下げが急務となっていることから、国が主体的に売渡しや販売価格等を決める随意契約へと見直されています。併せて、売渡先についてもスーパーや外食産業も含め、幅広く募ることに制度変更が行われています。

米は、国が在庫量を加味した上で、作付前に需要と供給の見通しを示し、この数量を基に各都道府県で生産の目安と呼ばれる生産量の枠を作成します。これに沿って市町村単位で生産者に具体的な目安を提示し、生産が行われるという仕組みになっています。

今回の米の価格高騰の要因については様々な指摘がされているところではありますが、専門家の分析では米の生産調整により需給の均衡を図っていた中で、猛暑による生産量の減少、コロナ禍の収束による外食需要の急激な回復やインバウンドによる利用増などが重なり、需給計画という観点からは大きなずれが生じ、バランスが崩れたためとされています。

需要の減少には供給の削減で対応してきたことから、気候変動などの想定外のリスクやちょっとした要因で価格が変動しやすくなっていると考えられます。一部報道では2025年産米についても高値になると報じられており、早急な米の価格安定に向けて国においても様々な対策が検討されています。

米政策は、食糧安全保障にも関わる国家レベルの内容ですので、町としてできることは限られていますが、私たちが生きるために必要不可欠な主食に関することであり、町民の生活に直結するものとなります。

また、米の生産を含めた農業は、私たちが生きていく上でなくてはならない食を支えることに加え、国土及び自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を担っています。私たちの社会にとってとても大切な存在ですので、農政に携わる人たちだけでなく、消費者も含めてあらゆる立場の人が様々な角度から自分事として考えていくことが重要になります。

今後も、地域住民に最も身近な基礎自治体である町の代表としまして、様々な機会を捉えて町民の皆様の声を関係機関等に届けてまいります。

なお、3、再考デジタル教科書については、教育長より答弁いたします。

次に、4、学校給食費無償化についての①学校給食費無償化は社会全体で支えることについてでございます。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると認識しております。その上で、物価の高騰が安定した給食の提供に影響を及ぼすような状況があってはなりません。

しかしながら、給食費の完全無償化は、社会的、経済的、教育的な観点から見ても多岐にわたり影響を及ぼす複雑な問題であり、完全無償化実施に伴うメリット、デメリットを有しているといった御意見もあるようでございますので、十分検証、検討することが重要であると考えております。

議員御提案の規格外の野菜や賞味期限を迎えた食品を学校給食食材に使用することですが、一般論といたしまして、学校給食は大量かつ安定的に食材を調達しなくてはならないといった点において難しさがあるものと認識しております。そして、本庄上里学校給食組合では、食を通して子どもたちの心身の健全な育成を図るという基本理念の下、常に安全・安心でおいしい給食の提供を実現することから導入は難しい状況でございます。

また、学校給食費の無償化につきましては、議員も御承知のとおり、令和7年度から学校給食費補助金制度を創設したところでございます。この補助制度を創設するに際しましては、他の施策とのバランスや現在の財政状況等を考慮した結果として補助制度の内容を決定している

ところでございますので、御理解いただけますようお願いいたします。

住民の皆様が町へ寄せる期待が大きいことは存じておりますが、町といたしましても限られた財源の中で各種施策を推進していかなければなりませんので、各種事業の実施における費用対効果も念頭に置きながら優先度を考慮し、事業の選択や選定を行い、効果的な事業実施に邁進してまいります。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 新井實議員の3、再考デジタル教科書についての①デジタル教科書が正式な教科書に加わる見通しになったことに対する今後の動向についてにお答え申し上げます。

上里町では、令和6年度から児童・生徒用デジタル教科書は英語と算数、数学で導入しております。現在、教員、児童・生徒ともに紙の教科書を主として使用しておりますが、1人1台の学習用端末を有効に活用してデジタルに対応した授業も行っております。

紙の教科書には、デジタル教材、デジタル資料にアクセスできるようQRコード等が印刷されているものもあり、タブレット端末があれば児童・生徒はデジタル資料を読み取り、閲覧や作業ができる状況となっております。

また、授業者である教員も、必要な部分を教室のテレビ等で拡大表示するなど、デジタル教材を有効に活用しております。

上里町では、ICT支援員による学校訪問、情報教育ICT推進委員会等で情報共有を行っており、GIGAスクール開始時にあったデジタル教材使用の教師間の差も縮まりつつあります。

紙とデジタル、それぞれのメリット、デメリットを見極めた上で、ツールとしてのデジタル教科書を有効活用できるよう、今後も紙の教科書とデジタル教科書を併用して運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 山下町長、齊藤教育長には、丁寧な答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

それでは、まだ少し時間が残っていますので、再質問を幾点かさせていただきたいと思いま

す。

(1)の逼迫する医療体制をどうするかについてでございますが、先ほども山下町長から答弁していただきましたけれども、埼玉県の場合は特に、この県北の地域は人口に対する病院のベッド数は、少子高齢化で人口は減っているためだと思いますけれども、熊谷から西ですか、我々のところまでは総合病院の設立は難しいと、そういう結局お話だとは、それは私も聞いておりますが、それだったら何か緊急時における救急医療体制を、何かほかの方法を、二、三年前でしたら私もある本庄市の市議員からお話がありまして、この中でも議員さんをお願いして、児玉のセルディに集まっていたきまして、鹿児島県の病院が総合病院というのではなくて、取りあえず緊急時の場合に2日か3日か4日ぐらい、総合医みたいなお医者さんが常時24時間体制で開業していて、それで、昼間でも夜でもいつでも緊急のときはそこへ連絡すれば運んで、救急車に乗れば診ていただいて、それで次の日か二、三日のうちに近隣の専門病院に引き渡すというそんなような計画で、町で土地を用意してもらって、建物にある程度の補助金をつけてもらえば開業してもいいようなお話を講演で聞きましたけれども、そんなようなあれは各首長さんとの話の中で、また、県のほうではそういうような病院の手当てだったら何とかなるような話はないものなのでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井議員からの再質問で、逼迫する医療体制ということで再質問をいただきました。

私も、新井議員がおっしゃる鹿児島のEMSでしたか、そこがこちらに進出したいという話がありましたが、羽生へ行ったかどうかはちょっと私もその後調べていないのですが、そういった緊急の医療体制を含めて私も大変関心がありまして、上武連携という中でも医療体制の話が出たりしていたり、また、首都直下地震も想定すると、2年前か1年前かはちょっとあれですけれども、東京都の杏林大学の病院の先生が、首都直下地震に備えて東京で緊急医療チーム、そういったところで上里に視察に来たことがありまして、先日も南海トラフの被害想定をされると津波で21万人の被害が想定されるということをその先生はおっしゃっていました。その中で北関東を含めてここは非常に地盤のいいところなので、首都直下地震、また、南海トラフに備えるという意味で東日本大震災のときは亡くなられた方が2万1,000人ですか、だから南海トラフだとその10倍、21万人が想定されるという話を聞きまして、埼玉県は和歌山県を支援するというようなスキームができているようでございまして、そういったところで埼玉県が今後どうやって緊急医療体制を含めた考えを持っているのか。また、残念ながらさいたま市に進出する予定だった順天堂大学も白紙になったと伺っています。

議員御指摘のとおり、埼玉県医療体制が十分とは言えないことは、私自身も先ほどの大野知事に対する要望活動も含めてしてあります。大野知事から答えをもらったのは、群馬大学の医学部に医療学生を送り込むと、7年間、医療学生としてお金を県が出して医療学生を育てるという話は知事からいただいています。その辺が7年間というところで、どういう医療学生を育成した人を県下のどこに配置するのか。やっぱり公立病院かなという感じがします、答えはもらっていませんが。そういったところで、また機会を捉えて大野知事に対しても、医療体制の充実については私も大変関心がありますので、引き続き県の関係者と要望活動をしていきたいと思っております。また、児玉郡でも、そういった本庄市、児玉郡を含めた首長の中でもお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 続きまして、令和の米騒動についてちょっとお伺いさせていただきます。

先ほどから町長にいろいろ答弁いただきましてありがとうございます。町長もさっき答弁で言うておりましたように、米の急激な高騰については、結局一番の問題は需給のバランスの、要するに需要に対して供給がいろいろな事情で不足しちゃっていることが一番の原因かと思いますが、ここ二、三日のテレビや新聞等々で聞いていますと、やっぱり最終的には、根幹的には政府が農林水産省の農政の米の関係の政策自体もここへ来て、今までやってきたことが非常に問題があるのではないかというような、いろいろな大学の先生だとか、そういう先生から出ているようです。ということは、今までやってきたことが、政府が介入して、減反政策をして生産調整してきたのは、今まではよかったのですけれども、とにかく2023年度産米が国の想定が680万トンに対して、実際に生産できたのは661万トンかな、そういう中で44万トンも今までに例がない供給の不足が、去年の7月あたりからそれが続いて、それで急に上がって、それが今もずっと、まだ25年度産米ができていませんから引きずっているんじゃないかと、そういう説を唱えている専門家もおります。

そういう中で、政府は備蓄米を放出し始めて、もう既に先ほど町長が言われたように入札ではうまく供給が市場に、小売までまだ来ていないと。実際に3月の30万トンの米のうち、まだ5月の始めの段階で市場に出ているのは、農協は全農、JAが全体の九十四、五%を入札で落とした中で、小売業者の店頭に出ているのはまだ僅か34%ぐらいしか出ていないそうです。だから、その残っているものが流通の中で、それは全農、JAが卸しの段階で滞留しちゃっているのは、先行きの先、高感等を見抜いて卸し、小売まで出さないで、中間業者がまだ倉庫に眠

らせておくのか、その辺が政府なんかの見解を見ても非常に言い方が、私なんかになんか言わせれば、ある一部では中間業者が売り惜しみをしているのではないかと、そういう悪い言葉で言えば、ただ、政府はまだそこまでは言うておりませんが、大いにそういうこともある中で、政府は見るに見かねて結局、小泉農水大臣に替わってから、自ら中間業者ではなくて小売の業者にじかに売ると、中抜きですか、特にJA外しの荒療治を始めたような感じで、JAも相当幹部が苦しんでいると思いますが。やっぱり物を作っても消費者がいなければ買う人はいないのだから、JA、全農しかり、政府もうちょっと町長が言っていましたように、買うほうの立場、消費者の立場、国民の買うほうの立場も考えて、政府にはもう少しいろいろとやってもらいたいと思います、その辺について町長の見解を最後にお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○11番（新井 實君） 人が言っているのだからやじを入れるんじゃないよ、あなたはいつも。

町長、答弁をお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井議員の令和の米騒動についての再質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁でもちょっと申し上げましたように、需給バランスが崩れたというところではありますが、今回の米価高騰についての専門家の間では、生産調整の限界を示すものという指摘もされていますが、米の需給調整等をどう図るのか、また、生産者と消費者の双方が納得できる価格をどう設定するのか、主食である米の生産基盤の維持確保をどうするか等、課題は山積していますので何らかの見直しが必要であると考えられますが、米政策については国政の場では与野党間の協議、調整等が行われていますので、町の農業振興のためにも注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 11番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時40分からいたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、伊藤覚です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

なお、今回の私の質問は大きく3項目で、1、上里町のハラスメント対策について。

2、上里町の観光について。

3、上里ゴルフ場のふるさと納税についてでございます。

通告順に従い質問いたしますので、町長におかれましては御答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、1、上里町のハラスメント対策についての①ハラスメントアンケートの結果について御質問いたします。

令和6年12月議会で、私が上里町のハラスメント対策についての一般質問を行って以降も、マスコミやメディアにおいてはまだまだ各種ハラスメントについて大きく取り上げられております。

さて、そのハラスメント対策についての中で、職員が人事担当者や総務課長へ直接の相談や報告などはしづらいと思うので、早急に匿名のアンケート調査を実施していただきたいと質問いたしました。町長からは、ハラスメントの実態を把握し、未然防止、早期発見、対策強化、再発防止対策等に取り組んでいくため、正職員、会計年度任用職員を含めた全職員を対象にハラスメントアンケートを実施中であるとのお答えをいただきましたが、どのような形で実施し、どのような質問項目があったのでしょうか。また、職員からはどのような回答があったのでしょうか。町長にお伺いいたします。

それから、ハラスメント防止研修の実施についても御質問いたしましたが、町長からは令和3年2月に策定された上里町職員ハラスメントの防止に関する指針に基づき、今後全ての職員向けに高い効果が期待できる方法を工夫しながら実施してまいりますとのお答えをいただきましたが、既に研修は実施されたのでしょうか。まだ実施されていないのであれば、その実施時期とどのような研修方法で行うのか、町長にお伺いいたします。

次に、②カスタマーハラスメント対策の実施状況についてでございます。

こちらも令和6年12月議会での私の一般質問の上里町のハラスメント対策についての中で御質問させていただいておりますが、カスハラ的事案につきましては、当町におきましては来庁者による物理的な暴力行為や必要な脅迫などの威嚇行為が発生している状況であるとのことでした。しかし、いざというときには迅速な行動が取れるよう本庄警察との連絡調整を密に行っているとのことでしたので、この件につきましては少し安心したところでございます。

ですが、町は職員が安全な職場で安心して職務に専念できるように、最大限の配慮をしなければ

ればならないと思います。カスハラ対策である名字やイニシャル等のみの名札の使用につきましては、町が職員のプライバシーと安全性を重視していることを来庁者に示すことができ、カスハラの抑止力として機能するものと考えている、先行導入を行っている近隣自治体の情報などを参考に名札への記載事項や切替え時期などの調整を行い、早期導入に向けて検討してまいりたいとの答えでした。前回の質問から既に半年たっていますが、こちらは導入されたのでしょうか。されていないとしたら、早期導入とはいつ頃を予定しているのでしょうか。

また、窓口業務を行うカウンターにカスタマーハラスメントの抑止効果が見込める啓発ポスターなどの掲示については検討したいとの答えでしたが、既に掲示されたのでしょうか。

それから、カスハラを知らない町民の方への周知として、町としても町民の皆様に対しましても、そういったことを含めて広報やあらゆる情報を駆使して町民への周知に努めていきたいとの答えでしたが、どのような周知を行ったのでしょうか。私はハラスメント対応の全てにおいて早急な対応が必要だと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、2、上里町の観光についての①観光メディアアドバイザーの設置について御質問いたします。

上里町では、令和6年3月25日、地域の魅力を引き出し、広く情報提供することで、上里町の観光を振興し、地域経済の発展に寄与することを目的に上里町観光協会が設立されました。令和6年6月17日の上里町観光協会設立総会後には、上里町観光地域づくりアドバイザーに就任された花田欣也氏を講師に「観光地域づくりセミナー2024」が開催され、講演会では、私たちの上里町には本当に観光コンテンツがないのか、上里町が秘める観光のポテンシャルなどのお話をされております。

令和6年6月議会での私の一般質問の中で、地域住民しか知らない穴場スポットなどのローカルエリアへ足を運ぶことで、観光客も少なく、落ち着いて地域を楽しむことができるアンダーツーリズムを町内展開できるのではと質問いたしましたが、上里町のアンダーツーリズムの部分にこそ観光コンテンツや上里町が秘める観光のポテンシャルがたくさんあると思います。

以前、令和6年5月の町長コラムを拝見させていただきましたが、コラムには様々な地域の魅力を広く発信できるよう町観光協会が発足いたしました。将来、歴史資源を巡る観光ツアーガイドの誕生を夢見ているのは私だけでしょうかと書かれておりました。地域の魅力を広く発信するための町観光協会であるならば、上里町のアンダーツーリズムの部分や個人の価値観やライフスタイルの変化とともに、多様化している現代の観光や歴史資源などに対し、観光メディアとして新聞、雑誌などの紙媒体以外にも各種SNSコンテンツを駆使すれば、特化した観光集客も可能となってくるのではないのでしょうか。

インターネットが発達した現代において、観光地における情報受発信の重要性は高まってお

ります。観光者は旅前、旅中、旅後において様々なメディアを活用し、情報の受発信を積極的に行っております。また、ドローンなどの新しいメディアツールを活用しながらユーチューブなどで配信し、地域の魅力を伝える方法もあります。令和7年4月1日から地域活力創造課が新しく設置され、その中に上里町観光協会が置かれておりますが、上里町観光地域づくりアドバイザーの花田欣也氏に加え、上里町の観光コンテンツや上里町が秘める観光のポテンシャルを上手に発信できるよう、観光メディアに特化したアドバイザーを設置してみてもいかがでしょうか。町長にお伺いいたします。以上で質問2を終わります。

次に、3、上里ゴルフ場のふるさと納税についての①現地決済型ふるさと納税を導入してみてもについて御質問いたします。

町長は、近年、現地決済型ふるさと納税サービスを導入している市町村が増えているのを御存じでしょうか。現地決済型ふるさと納税には、その場で寄附をし、その場でサービスを受けることができる寄附形態があり、返礼品贈呈のタイムラグや配送料、予約の手間を抑えることができます。例えばゴルフ場であれば、現地に掲示されている決済用QRコードをスマートフォンで読み取り、入力後の確認画面を提示することでプレイ費等の支払いの一部、また、全部をふるさと納税の寄附として決済ができるサービスです。

町外から訪れた利用者が、直接その場で上里町へのふるさと納税によってプレイ費等を支払うことができます。事前にふるさと納税の手続を行うのを忘れてしまった来訪者や、上里ゴルフ場がふるさと納税対象施設だと知らなかった来訪者においては、その場でふるさと納税の対象者となりますので、事前決済を行う既存のふるさと納税とは全く別の対象者を獲得できることとなり、寄附額の増収が見込めるのではないのでしょうか。また、現在スマートフォンを利用している人は国民の7割とも言われておりますので、地域DXの推進にも寄与すると思われます。

ただ、一概に現地決済型ふるさと納税サービスといっても専門の業者も何社もあり、利用方法もスマートフォンで事前に取得するか、現地で取得したQRコードを提示する方式や、その場でギフトカードや商品券に交換してから利用する方式、また、設置された端末に直接入力する方式など様々な方式がありますので、一度専門の業者から上里町に合った方式についての説明を聞いてもよいのではないのでしょうか。

今後は、実際に導入している市町村の施設を視察するなどして、是非上里ゴルフ場に現地決済型ふるさと納税を導入してみてもいかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、上里町のハラスメント対策についての①ハラスメントアンケートの結果についてと②カスタマーハラスメント対策の実施状況については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

まず、ハラスメントアンケートについてでございますが、職場におけるハラスメントに関する職員の意識や実態を把握し、防止対策等に取り組み、職員と一緒に働きやすい職場環境を築いていくため、正職員、会計年度任用職員を含めた全職員362名を対象に行いました。回答方法につきましては、個人が特定されない形で、自席のパソコンかスマートフォンからQRコードを読み取る方法により令和6年11月27日から12月27日の約1か月間実施いたしました。全体の回答者数は130名で、回答率は35.9%でした。

主な質問や回答内容ですが、ハラスメントを受けたと感じたことがありますかの質問に対しまして、30%の職員からあるとの回答でした。また、ハラスメントとして受け取った行為や行為をした人との関係、その後どのような行動をしたかの質問に対しまして、回答者が一番多かったものをまとめますと、人前での感情的な叱責や怒鳴り、声を荒げる威圧行為を上司から受けたが相談など何もしなかったとなりました。

今回のアンケート結果から、行為をした人との関係に着目し、ハラスメント防止研修を1月末に実施しました。課長職、課長補佐職、係長を対象に講義やグループワークを行い、ハラスメント規制法などの基準理解を深め、加害者、被害者にならないための対策意識を熟成させ、ハラスメントが起きない職場づくりのための具体的な防止策と休職者発生時の対応を学びました。

今後につきましても、ハラスメントの実態を把握し、未然防止、早期発見、対策強化、再発防止対策等に取り組んでいくため、正職員、会計年度任用職員を含めた全職員を対象にハラスメントアンケートを実施していきたいと考えております。

また、令和3年2月に策定しました上里町職員ハラスメントの防止に関する指針に基づき、職員一人一人がハラスメントは決して許されない行為であるということを認識し、また、言動や行動に十分留意するなど、ハラスメントの防止に積極的に取り組んでまいります。

続いて、カスタマーハラスメント対策の実施状況についてですが、令和6年12月から役場庁舎や保健センターなど、公共施設のカウンター等にカスタマーハラスメントの抑止効果が見込める啓発ポスターを掲示しております。また、昨年12月の定例会で伊藤議員より御提案いただきました名字やイニシャルのみの名札につきましては、氏名の公開範囲を制限することで職員のプライバシーが守られ、個人的な情報に基づいて攻撃されるリスクが減り、職員が心理的に

安心感を持って業務に取り組めるものであります。現在、名札への記載事項などを調整中であり、今年度中の導入に向けて準備を進めております。

カスハラ住民周知につきましては、先ほど申し上げました啓発ポスターに具体的な内容や意見を伝える際のポイントが記載されており、抑止効果に併せて内容周知の効果もございます。カスハラはとてもデリケートな問題であります。周知、啓発を積極的に行うことで、町民の方から貴重な御意見をいただけなくなる危険性もございますので、新たな周知方法につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2、上里町の観光についての①観光メディアアドバイザーの設置についてでございます。

令和6年3月、皆様の御理解と御協力を賜り上里町観光協会が無事に設立されました。令和7年度におきましては、地域活力創造課を新設し、さらなる観光行政の推進を図ってまいります。観光協会の設立が終着点ではなく、ファースト・フェーズ、始動期という意味で、その次をセカンド・フェーズ（前進期）と位置づけ、段階的に観光を地域発展の推進エンジンと考え、移住・定住施策や観光振興との連動を推進していきます。

議員がおっしゃるとおり、上里町にはまだ紹介し切れていない歴史資源や豊かな自然環境など、多くの観光資源が存在しています。まずは、地元事業者や住民の方々と協力して地域資源の発掘、磨き上げ、そして情報収集を行い、観光振興への機運を高め、地元の受皿を整備した上で町内外への発信を進めていきたいと考えております。

また、アンダーツーリズムについて考える際、オーバーツーリズムへの対策として注目されていますが、旅行者にとっては新たな発見や混雑のない旅行体験が可能となり、地元の人々との交流を深めやすくなるという魅力があります。

現在、上里町では上里サービスエリア周辺地域を観光の拠点として位置づけております。この地域は、県内の長瀬や秩父方面の人気観光スポットを訪れる旅行者や首都圏から群馬、長野、新潟方面に向かう旅行者の立ち寄り場所として最適な立地です。この立地優位性を生かし、5月22日にNEXC O東日本と観光・物産分野における連携協定を締結いたしました。この協定によりサービスの向上と地域社会の活性化に寄与するとともに、関越自動車道上里サービスエリアでの質の高いサービス提供を通じて、利用者の利便性向上と利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

観光振興を推進する上で、マーケティングやデジタル技術の専門知識は不可欠であります。議員が御提案された観光メディアアドバイザーにつきましては、観光分野でも町職員をサポートし、限られた予算や人員の中でも効率的かつ効果的な施策を展開できる可能性があります。さらに、町職員を対象としたメディア研修を実施、職員のスキルアップを目指すことも有効だ

と考えられます。しかしながら、財政負担の増加や情報伝達の成果が予測しづらいといった課題もありますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

今年度は、（仮称）第一次上里町観光振興ビジョンの策定を予定しております。町内の観光資源や町民、旅行者のニーズを改めて調査し、どのような情報発信や観光施策が効果的かを分析してまいります。議員の皆様の御意見も伺いながら、慎重と大胆を使い分け、戦略的かつ計画的に上里町の魅力を発信していきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3、上里ゴルフ場のふるさと納税についての①現地決済型ふるさと納税を導入してはについてお答え申し上げます。

ふるさと納税は、全国的に利用者、寄附金額ともに年々増加傾向であり、要因は各自治体が魅力的な返礼品を用意したり、税制上の控除があることなど広く周知されたことによるものと考えられます。本町のふるさと納税も、令和5年10月以降の国の基準に満たした返礼品を対象とした寄附額は、昨年度比で約1.5倍に増加しております。

また、納税方法につきましては、ふるさと納税専用のポータルサイトを利用した寄附が大半となっていますが、観光地を中心に現地決済型ふるさと納税の導入が徐々に進められているようでございます。

現地決済型ふるさと納税は、観光やビジネスなどで訪問した自治体の施設や店舗等の支払いに、ふるさと納税をその場で利用できる方法として注目されております。さらに、自治体にとっては地域を訪れた観光客などから直接寄附を受けることができるため、既存のふるさと納税とは全く別の対象者を獲得でき、地域活性化や観光促進につながる可能性がございます。

現地決済型ふるさと納税の方法は、主にスマホによるアプリやQRコードなどによる電子決済で電子クーポンを獲得し、施設や店舗等で利用するスマホ決済型と施設や店舗等に設置された専用の自販機でクーポン券を購入する自販機型があるようでございます。自販機型は寄附者による自販機の操作は容易ですが、設置に係る初期費用や電気代、機械リース料などの管理費と町の経費負担が発生し、施設や店舗等では自販機の設置スペースの確保なども必要となります。

一方、スマホ決済型は、寄附者がスマホによるアプリのダウンロードや寄附に関わる手続操作が必要となるものの、設置に関わる初期費用や管理運営費等がかからず、寄附が成立した際に成果報酬としての手数料のみ発生し、施設や店舗等の負担もかからないことから、こちらを導入する自治体が多いようでございます。

伊藤議員御提案の現地決済型ふるさと納税は、町の観光資源の強化と関係人口の増加を目指すための一つの施策としての活用と経済効果の拡大を図ることが期待できます。全国的にも現

地決済型ふるさと納税を導入する自治体は増加傾向ですので、先進事例を参考にさせていただき、具体的なシステムの仕様や納税実績などを含めた費用対効果と総合的に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

では、幾つか再質問のほうをさせていただきたいと思います。

順番にいかせていただきますけれども、1 のところで職員アンケートの関係ですけれども、前回の質問から5か月経過しておりますけれども、そちらの回答の中には、例えば急を要するような案件というのは、回答等はあったのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

アンケートの質問に、具体的に受けた行為やハラスメント等への取組、要望など、自由に記載できる項目を設けましたが、回答の中に早急に対応が必要という案件についてはございませんでした。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2 番（伊藤 覚君） ありがとうございました。こちらは匿名の回答ですので、なかなか回答された方の特定等は難しいと思うんですけれども、回答された方の個人情報についてですけれども、守られるような相談窓口ですとか、メールでのやり取りという形で解釈してよろしいでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

回答者にとって、個人情報保護法というのがありますので、そういった中身についてもその法的な部分でしっかり対応してきた状況でございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 2 番伊藤覚議員。

〔2 番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。それと、名札のほうなのですけれども、早期導入に向けて今年度中に検討していただけるということでしたので、こちらのほうは早急な対応をお願いできればと考えております。

あと次に、②のほうにいかせていただきますけれども、啓発ポスターの関係ですけれども、公共施設等に掲示していただいたとあるのですが、こちらは庁舎以外、例えば公民館ですとか、児童館、体育館等、外の施設、保健センターもございますね、そういったところもあるのですが、そういった部分にも掲示していただいたということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員のカスハラ啓発ポスターの掲示ということで再質問いただきました。来客者が限定される場所とか、カスハラと思われる事案の発生が見込まれない出先機関等もございますので、施設の要望を含めて必要枚数を配布して掲示しております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 役場の窓口業務が滞りなく回っているのは、全ての職員が窓口で何を言われても自身で我慢して、自分の気持ちを抑えて、また、職務を遂行しているからこそだと思います。ですので、こちらは相当なストレスですので、もし職員を細部まで思いやりたいという気持ちがあるのだしたら、この対策としてポスター掲示もしっかり、名札の変更等も早急に対応いただければと思います。

また、広報、周知に関してなのですけれども、ホームページ掲載ですとか、広報掲載というのは行ってはまだいらないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員のカスハラについての再質問にお答え申し上げます。

先ほどもちょっと答弁で申し上げましたが、非常にカスハラについてもデリケートな問題でありますので、周知啓発を積極的に行うことで町民の皆様から貴重な意見をいただけなくなる危険性もございますので、新たな周知法につきましても今後慎重に検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 広報でしたら結構皆さんも目を通されていますので、広報周知は徹底

していただければありがたいと思います。また、ホームページのトップ画面等に載せていただければ、皆様も目にして周知になるかと思いますので、そちらのほうの検討もよろしく願いいたします。

次に、研修の関係なのですが、1月末に係長までは行ったということですが、係長級以下、主査級までという形になるのですか。それ以下の方の主任ですとか一般職の方、会計年度任用職員の方の研修については、ハラスメントについては行ってはいないということでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁で申し上げましたように、正職員、会計年度任用職員を含めた全職員を対象にしたハラスメントのアンケートは、今後実施していく方向でいくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） そちらも早急に研修のほうを検討していただければと思います。

それから、すみません、さっきは2から1に戻った質問になって申し訳なかったのですが、また②のほうなのですが、啓発ポスターの掲示、カスハラの関係なのですが、町で公共施設のみに掲示されているということでしたけれども、例えば一般企業なんかも該当する企業が多々ございますので、そういった部分、例えば啓発ポスターについては商工会とかでも連携されて、一般企業と官公庁が密になって動いているという部分でも町民に周知できると、より一層効果があるのではないかなと考えているのですが、その辺の町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員のカスハラ等の啓発ポスターということですが、商工会等も含めて情報提供はしておりますので、今後そういったところで共有して、同じような情報を町と商工会、関係機関とも共有して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 是非一般企業とも、商工会とも連携して実施していただければと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一度①のほうに戻ってしまうのですが、12月の質問のときに私は、失礼しました、カスハラですので②ですね。例えば、窓口だけではなくて電話の対応というのもカスハラで受けるかと思うんですよ。その部分で電話対応の録音機能の利用についてもたしか御質問させていただいたと思うんですが、その辺の検討についてもお伺いできればと思うんですけれども。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の録音機能付きの電話機能導入についての再質問かと思えます。録音機能付きの電話機につきましては、今後入替えを含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） そちらも併せまして早急な対応ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番です。観光の関係なのですけれども、観光メディアアドバイザーに関しまして、職員のスキルアップのために研修を行うというお話を先ほど回答のほうでいただきましたけれども、こちらは是非、職員は一、二年で異動される方もいますし、長ければ5年、6年同じ部署に在籍される方もいるのですが、異動というのがつきものでございますので、今現在、地域活力創造課でインスタグラムを配信していただいている職員がいるのですが、かなりスキルのある職員の方で、私も常に注視させていただいて、いいねさせていただいているのですけれども、例えばその職員が異動したときに、また新しい職員が入ってきて、それなりのスキルを発揮できるかというとなかなか難しいところもあるので、そういった部分も含めて、全職員というのは難しいかと思うんですが、若手である程度SNSに特化した形を各職員に持っていて、例えばそこに異動してもこの部分で今までの職員に負けないぐらいの実力を発揮できる形で研修のほうをしていただけるということでしたので、そちらのほうも是非よろしくお願いいたします。こちらは私の意見ですので、回答のほうは大丈夫です。2番については以上です。

次に、3番なのですけれども、ふるさと納税の関係です。

上里ゴルフ場に現地決済型ふるさと納税を導入して、これが例えば順調に寄附額が増えた場合、これがゴルフ場だけではなく、先ほど町長のほうからお話も出ましたけれども、オーバーツーリズムの観光地、例えば長野ですとか、群馬県の温泉街ですとか、秩父、長瀬と昨今のオ

ーバーツーリズムがだいぶ騒がれておりますけれども、そちらに行かれた方の途中経過地という形ですか、上里町に寄られる方、特にS I C中心に多いかと思うんですけれども、そちら周辺の例えば商業施設や、あとは町内であれば飲食店、そういった部分への導入も今後検討課題として見るのもよろしいのかなと考えているのですけれども、その辺の町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員のふるさと納税、現地決済型の納税方式といいますか、ふるさと納税を導入して上里周辺の施設や飲食店などの導入も検討したらいかがでしょうかという再質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税の増加につきましては、大変町にとりましても貴重な収入と併せて、イメージアップや魅力の発信、それから、地域経済の活性化や関係人口の増加などが期待されます。現地決済型ふるさと納税を導入し、上里ゴルフ場の利用による寄附額が増加した場合、納税方法の利便性が向上された結果もございます。

さらに、ポータルサイトでの返礼品以外の品目、例えば店舗での食事や賞味期限の短い食品等を取り扱うことができるため、町内の飲食店や小売店を対象にすることは、導入する効果がさらに期待できますので今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 是非導入のほうをよろしくお願いいたします。こちらにつきましては、観光とふるさと納税、現地決済型についてはリンクする部分も多々あると思いますので、そちらの早期導入、また、実施、お願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（飯塚賢治君） 2番伊藤覚議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からといたします。

午前11時22分休憩

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議席番号8番、齊藤崇でございます。

通告した順に一般質問を行いたいと思いますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

今回の私の質問は、大きなタイトルで経済対策について、それから2番目が図書館運営事業について、それから3番目が公民館だよりについて、最後に介護について質問を行いたいと思います。

では、順に質問させていただきます。

経済対策について。

①ここ数年物価高騰が続いています。このことについて町長の端的な意見を伺いたいと思います。

②町の対応を早急に。昨年の6月と今年の3月の定例会においてもこの件について取り上げています。要因については言わずと知れたこと、昨年6月の答弁では、大胆な町独自の支援策、第1弾から第9弾、延べ53事業を実施したと。定額減税、住民税非課税世帯給付金事業等ですね、地域応援商品券発行事業等。

今年の3月の一般質問でも質問内容については変わりなく、令和7年になって4月までに6,121品目の値上げ、米価についても昨年比と比較して2倍以上の値上げになっています。これに対して、町独自の支援策を講じると言ったわけですが、明快な答弁はいただけませんでした。

昨年の12月定例会のときに水道料金の4か月減免、今年の4月から4か月ですね。それと低所得者支援給付金、住民税非課税世帯への支援でありました。

前にも述べたように、販売農家、それから商工業者、サラリーマン等、日々生活に困窮しているのが現状です。これといった支援策を早急に出してほしいと思うんですが、これは財政との相談もあると思いますが、町長の考えをお聞きします。

2番、図書館運営事業について。

①令和5年度で開館30周年を迎えました。多くのこういった記念すべき年には、記念事業等を実施していると思うんですけれども、令和5年ですから2年前ですか、私の記憶ではないんですよね。恐らく平成27年度に指定管理者制度の運営になってから約10年が経過しています。開館から多くの変遷を歩んできたと思います。町外利用者登録等、多くの場合、さっきも言ったように周年記念時には式典とか記念事業を計画実施すると思うんですけれども、過去については批判するつもりはないんですけれども、今後迎える40年とか50年、こういうふうなときに町は記念式典、記念事業等、何かやる気があるのか、その考えを伺います。

②児童・生徒を対象にしたイベントについて。決算説明書等で確認すると、定例事業が18、中でも平成13年にはホームページを開設したりインターネット予約等が始まったり、またイベ

ントが15あるんですが、関心のある方、児童・生徒もそれなりに参加しています。特に参加者の少ないイベントがあるが、どのような改善を試みているのか。毎年度新しいそういった取組を組み込んでいると思うんですけども、特にこれといったのがちょっと目につかないところがあります。そういう点についてどのような取組で改善しているのか、お聞きします。

15のイベント中、私がこれ見て目に留まったのが、図書館を使った調べる学習コンクールというのがあります、この15の中で。なぜならこの事業は令和5年度で10周年を迎えました。図書館には初年度からの成果が冊子になって陳列してあります。一番最初からですね、10回目まで。興味ある児童・生徒がかなりの時間を要して参考図書や家族の協力を得て、イラスト、文章等で発表しています。

10周年の節目なのか、それとも毎年なのか分かりませんが、昨年11月に表彰式がありました。5名の方が表彰されています。賞の種類は町長賞、教育長賞、図書館賞、これについては町の広報に本当に申し訳ない程度に掲載されています。下手すると見落としちゃいますよね。入賞作品の発表をもっと多くの町民にアナウンスする手段を考えてほしいと思います。これらの賞の選考、また町長とか教育長ですね、この作品をちゃんと閲覧しているのかどうか伺います。

ほかにも興味を引くイベントがあります。これらのイベントをもっと町民に対してアピールできないか、またしているならどのような方法なのか伺います。

3番、公民館だよりについて。

①公民館だよりが廃止され、広報に移行された。今年3月でワンペーパーの地区公民館だよりが廃止されました。各地区の地区館のオリジナリティーがなくなり、突然のことなので疑問に思った町民も少なくないでしょう。担当者いわく業務量の削減、ペーパーレスが主なる要因だと。館長、事務員はそれほどハードなのかなというふうに疑いたくなる節もあります。じゃ、空いた時間で何するんですか、広報に一括で掲載されればほかの地区館だよりも閲覧できますが、実際は見るだけで、その事業に参加することはかなりハードルは高いのではないかというふうに思います。

ペーパーレスでどれくらいの経費が削減になるんですか。広報ではA4が約2ページ、公民館コーナーと言うんですかね。とは言っても広告の下のスペースの4分の1が広告です。周知オンリー、オリジナリティーな記事が何もありません。どのような議論の末このような結果になったのか、前との比較等をお聞きしたいと思います。

最後に、介護について。

①施設（特養老人ホーム）と在宅介護について。生涯を終えるまで生活するための住居をついの住みか、多くの人が最後まで自分の家だと思うというふうに思います。2000年に介護保険

制度が導入されました。保険料も1期ごとに負担が増加、当初の2倍以上です、今は。加えてサービスの利用にも制限がついて利用がしにくい、こういった状況でございます。

全国で高齢者人口は増加傾向、約3,625万人、総人口の29.3%、このうち在宅介護は63.5%、本町においても高齢者人口は約8,500人超、直近の在宅介護は、5年度資料ですけれども59人、要介護高齢者介護手当月額7,000円だけでいいんですか。もっと考えなければならないことがあるんじゃないですかと思います。

在宅介護といっても大部分が老老介護じゃないですか。これに併せて認知介護も心配、これは先が思いやられると思います。町長の見解を求めます。

最後に②地域包括支援センターについて。高齢者支援センターともいいます。主な業務は介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント。常駐していなければならないのは、主任ケアマネジャー、保健師、保健福祉士が2人ずつ、これはそういう法律で決まっているそうです。

高齢者と高齢者に関わる人間が利用できるということです。そこで、本町にもこのセンターがあるわけですが、このセンターは本当に機能しているんですか。5年度の説明書を見ると電話相談が圧倒的に多くてこれで本当にいいのかな、また電話対応だけで事案が、問題点が解決できているのか。また、様々な講座を実施しているとあるが、どういった成果が上がっているのかについてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君登壇〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に準じお答え申し上げます。

初めに、1、経済対策についての①ここ数年物価高騰が続いていることについてと、②町の対応を早急にするかについて、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

まず、ロシアのウクライナ侵攻以降、エネルギー価格の急騰により輸送コストや製造コストが上昇している状況でございます。また、日本は、多くの食品やエネルギーを輸入に依存しているため、円安が物価に大きな影響を与えるわけですが、歴史的な円安水準が続いています。さらに、世界的な気候変動などにより農作物や資源の供給価格が上昇し、物価高騰を助長しています。

ここ数年の物価高騰は、こういったエネルギー価格の高騰、円安、国際情勢の影響、原材料費の上昇など、複数の要因が複雑に絡み合って引き起こされ、町民の日常生活や事業者の経済活動に長期間大きな影響が生じていると、私も認識しております。

また、令和7年度に入りまして、国内では高い賃上げが実現したものの、物価の上振れが続いていることで実質賃金の増加幅は限定的となっており、消費が景気の牽引役になるには至っておりません。

日本経済は、緩やかな景気回復が続くと予想されていますが、アメリカの関税の実施により先行きの不透明感が急速に強まる中、下振れリスクが高まっていると感じております。このような状況の中で、国はガソリン価格を引き下げる新たな取組や、夏の猛暑対策として電気、ガス料金の補助を7月から9月に再開するとの新聞報道が出されております。

また、国のデフレ脱却のための総合経済対策のうち、物価高騰により厳しい状況にある生活者への支援対策として、昨年度に引き続き定額減税補足給付金事業を本定例会の補正予算で御提案させていただき、実施してまいりたいと考えております。

現在、町では、今年2月の臨時議会で御議決賜りました、国の補正予算である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、第5回目の住民税非課税世帯等給付金事業や町独自の支援策として、4月から7月の4か月間、水道基本料金等の減免を実施しているところでございます。なお、水道基本料金等の減免に関わる財源につきましては、国の交付金のみでは不足することから、財政調整基金を活用いたします。

齊藤議員のお話のとおり、ここ数年の物価高騰に対する町独自支援策については、地域応援商品券発行事業や学校給食費臨時補助事業、水道基本料金等の減免事業などを実施しております。これらの事業は、各事業担当課の意見を取り入れながら、住民生活と密接に関係があり国や県が行っていない支援を検討した上で、国の交付金に財政調整基金を充当して実施してまいりました。町の経済対策を早急にとの御提案であります。令和7年度当初予算において、財源不足を補填するために、町独自支援策の財源として活用している財政調整基金を約9億円繰り入れている状況を踏まえ、慎重な対応が必要であると感じております。

また、町民の日常生活や事業者の経済活動と同様に、町についても発注する物品や業務委託、各種建設事業等において、物価高や企業における人件費の高騰の影響を受けておりますことを御理解いただきたいと思いますところでございます。

町独自支援策は、常に町の財政状況等も考慮し、できる限り多くの町民や町内事業者の皆様へ支援の手が行き届く、有効的な支援策として実施させていただければと考えております。引き続き、社会経済情勢の動向を見極め、町の財政状況、国・県の補助制度などを総合的に判断して、どのような支援策が町民の皆様に御提供できるか検討してまいりたいと思います。

次の2、図書館運営事業につきまして、3、公民館だよりについては、教育長より回答いたさせます。

続きまして、4、介護についての①施設（特養老人ホーム）と在宅介護について及び②地域

包括支援センターについては、関連がありますので一括でお答え申し上げます。

令和2年における国勢調査の人口動態によると、上里町では高齢者のいる世帯数が増えており、一般世帯総数の43.5%を占めています。また、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者独居世帯は年々増加しており、今後さらに介護サービスの需要が増えていくことが予想されます。

町では、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる体制づくりを推進しております。現在、約600名の方が在宅にて介護保険サービスを利用しております。町では、介護保険サービスを提供することにより、本人、家族に対する支援を行っております。

介護保険サービスには、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため、地域の実情に即したサービスを提供する地域密着型サービスがございます。地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、1日複数回の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行っております。

要介護者に必要な介護サービスは、その方の身体状況や家族構成等により一人一人違います。その方に必要な介護サービスを受けられるように情報提供を行い、地域のケアマネジャーとも引き続き情報を共有し、協働してまいります。

地域包括支援センターでは、高齢者の困り事の相談を受けております。相談内容は複雑なものもあり、電話だけでは一度に解決することは少なく、相談を受けた後、地域包括支援センターの職員が訪問して状況を確認することも多くあります。状況に応じて地域包括支援センターの専門職と連携し、必要なサービスにつなぐことや適切な機関と連携して支援しております。高齢者や御家族が困った際には、まずは相談につなぐことが大切となります。

地域包括支援センターの相談窓口については、広報紙に掲載、訪問時や講座開催時などで町民や関係機関に向けて周知しております。より多くの方に知ってもらい利用していただけるよう、周知方法も工夫してまいります。

また、地域包括支援センターでは様々な講座を開催しております。中でも地域の自主活動のこむぎっちちょっくら健康体操においてボランティアで体操指導をする元気ちょっくらサポーターの養成講座は平成27年から実施しており、累計で280名が受講され、令和6年度現在148名の方が町内29か所の会場で御活躍し、地域の健康づくりに寄与されております。

認知症の方が増えていることに対する取組としては、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、成年後見制度の出前講座も開催しており、認知症に関する正しい理解を深めるとともに、認知症の方の権利を守る取組を行っております。

認知症カフェで御協力いただいている認知症サポーターからは、家族が認知症であることを隠す傾向にあると報告がありました。しかし、誰もが認知症になる可能性があります。認知症の方や御家族が隠すことなく相談でき、取り巻く人たちがその方を理解し、協力的に受け入れ、

安心して暮らせる地域づくりを目指しております。

介護を必要とする高齢者と介護をしている御家族の支援の両方の視点を踏まえ、高齢者に対する多種多様な悩みを受け止め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービスの整備や支援の充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、2、図書館運営事業についての①令和5年度で開館30年を経過についてお答え申し上げます。

上里町立図書館は、平成5年4月に開館し令和5年度に30周年を迎えました。また、平成26年度からは指定管理者制度を導入し、今年度で指定管理4期目を迎え、指定管理者と共に図書館運営を行っております。

令和5年度の30周年時には、9月に記念事業としてチェロコンサートアンドギターを1階のエントランスで開催いたしました。当日は、予約定員制で開催したところ定員以上の方に参加していただき、好評のうちに開催することができました。

図書館は、図書館法に「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されているとおり、図書館の視聴覚資料に触れ合う場です。今後につきましては、図書館運営の目的の一つである本に触れ合ってもらおうという考えの下、魅力ある図書館として町民の皆様に足を運んでいただけるよう、図書資料やイベントの充実を図ってまいります。

周年事業につきましても、図書館を知っていただくための大事な要素だと考えております。そのときの運営を行う指定管理者と調整が必要となりますので、状況に応じて対応を検討してまいります。

次に、②児童・生徒を対象としたイベントについてお答え申し上げます。

①の30周年の答弁でもお答えさせていただきましたが、図書館では子どもからお年寄りまで多くの方に読書に親しんでもらうことを目標に、まずは図書館に来館していただくため多くのイベントを開催しております。中でも、議員御質問の調べる学習コンクールは、児童・生徒が自ら考え判断し、表現する力を育むことを目的に、身近な疑問や不思議に思うこと、興味があることを学校図書館や公立図書館を活用し調べ、まとめ上げるイベントです。また、調べる学習コンクールは全国コンクールがあり、上里町で行う地域コンクールで町長賞等を受賞した上

位2作品を推薦作品として全国コンクールへ出品しております。

テーマは自由となっており、身の回りにある素材であったり家族旅行であったりときっかけは様々ですが、生活の中のなぜを家族の協力を得ながら調べ、実験をし、なぜを追求しまとめます。どの作品からもまとめ上げるまでにたくさんの時間と手間を費やしていることがうかがえます。

応募いただいた作品の審査は、昨年度は副町長、校長会長、図書館主任、学校指導課職員、生涯学習課職員の5名で行っております。市町村で行う地域コンクールには審査基準があり、審査基準に基づき審査を行い、表彰式には町長と私も出席させていただいております。

コンクールの周知は、例年6月に学校へ依頼し、児童・生徒への募集チラシの配布により行うほか、7月には調べる学習お助け講座を実施し、調べ学習の進め方について講座を開催するなど、関連事業も行っているところです。

調べる学習コンクールを含め、図書館では、幼児向けから児童・生徒、高校生向け、大人向けの事業を多岐にわたり開催しておりますが、参加率については苦慮しているイベントもございます。今後も既存事業の見直しや新規事業への取組に加え、周知の方法や図書館の利用方法などを研究し、より親しみやすい図書館、行きやすい図書館として、町民の皆様に愛される施設になるよう努力してまいります。

次に、3、公民館だよりについての①各地区公民館だよりが廃止され、広報に移行されたことについてでございます。

公民館だよりは、学級、講座の募集やイベントなどの情報を地域住民に提供するため、各地区公民館において毎月発行しておりましたが、令和7年度より広報かみさとへの掲載に移行することになりました。広報への移行につきましては、昨年度当初より公民館館長会議において協議しており、12月の公民館長会議において決定し、令和7年3月発行の各地区公民館だよりにてお知らせさせていただきました。

移行の理由につきましては、各地区公民館で行っている事業を全町民に発信することにより、事業周知が拡大され参加者の増加にもつながること、紙削減によるペーパーレス化や公民館だより作成に伴う印刷、仕分といった事務負担軽減などが考えられます。

また、議員御質問の居住地以外の公民館事業に参加することはかなりハードルが高いのではにつきましては、より多くの方に事業内容を知っていただき参加していただくことで、公民館の活性化にもつながりますので、全町に発行されている広報を活用して周知していければと考えております。

広報掲載につきましては、月によって掲載スペースの制限等がありますが、レイアウト等を変えて見やすくできるよう広報担当と協議いたします。なお、経常化はできませんが、必要な

ときは号外を発行することも考えております。

広報移行に伴う削減される経費につきましては、使用する印刷用紙代と印刷機、インク・マスター代、印刷、仕分に係る地区公民館職員の人件費などが上げられます。教育委員会といたしましても、住民活動の拠点である公民館として魅力ある事業、イベントの実施に向け内容を精査して行うとともに、広報かみさとをはじめホームページやSNSといった各種情報媒体を活用し、より多くの方に情報を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、経済対策のところですが、何度も先ほど質問したとおり、再三にわたってこの件について質問しているんですけれども、何ていうんですかね、今年2025年の累計でもう既に1万6,224品目は値上げされています。特に米関連の食品の値上げが目立っているようです。国もガソリンの価格については、5月末の報道では、ガソリンの暫定税率の廃止については言及がなかったんですけれども、国は今月末までに10円の定額補助を予定していると。若干これは下がってくるのかなという気はするんですけれども。確かにこうやって国もこういうふうに取り組んでいるわけですよ、借金地獄の中で。

町も大きな事業7年度始めていますけれども、財調、先ほど町長9億ぐらいと言っていましたけれども、今どのくらい残っているのか、地域応援商品券ですと1世帯当たり3,000円、以前やった経緯があるんですけれども、大体9,000万円ぐらいでできるんじゃないかな。

これをやらなくても、恐らくこういう地方は要するにマイカーというのは必需品なんですよ、1人1台、運転できる人は大体1人1台で昔の自転車を活用しているような気持ちで軽なりを乗って移動しています。ですから、そういった商品券もいいんですけれども、じゃ、国がそうやって少しでもそうやって考えている、暫定税率が廃止できないんだったら10円程度なんていうふうに考えているわけなんですけれども。また、先ほど町長も言っていましたけれども電気、ガスも7月から9月は支援を決めたというふうな報道も確かにあります。

ですから、その辺で本当に大変、財調もそんなに残っていないということは、私もある程度認識しているんですけれども、その辺で1,000円のガソリン券を1世帯当たり配布するとか、そのぐらいの程度でも町民は助かるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺について町長、どう思いますか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

町独自の支援ができないかということでもあります。町民の皆様の日常生活や事業者の経済活動などの状況から察しますと、機動的な対応が必要であると感じておりまして、令和7年度当初ですので、まだ当初予算も執行して間もないことでもありますので、町独自支援策についても、今の水道料金基本料金を減免措置している状況の中で、次の手という形で国のほうの選挙に絡んだ部分で、こういったものが出てくるのかちょっとまだ具体的なあれが出てきていないんですが、それを見据えた上でできれば下期とか、そういった時期を見計らって何ができるかちょっと検討していきたいと思っております。

確かに私も、町民の皆様から1世帯当たり5,000円の商品券を発行したときに大変喜んでいただいて、私もよかったなという気もしています。そういったところで町民の皆様に切れ目なく行き渡るような対応がどういうことができるか、早急に検討したいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 是非前向きな検討をお願いいたしたいと思います。

教育長の答弁のところ、2番と3番飛ばして4番にちょっといきたいと思います。

介護なんですよ。何回か前も質問したことあるんですけども、要介護高齢者介護手当というの月7,000円なんですよ。この7,000円の根拠というのは何なんですか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員から、介護手当7,000円についての再質問がありました。

介護手当につきましては、御家族を御自宅で介護している方に、慰労という形で手当といたしますか支給している状況でありまして、介護保険法とは別に町の一般会計からお支払いしているものでございまして、金額等についても他の自治体の動向などを注視して今後検討してまいりたいと思っております。特に、現状、増額かどうかというのは、まだはつきりこの場ではちょっとお答えできませんが、そういった意味で検討させていただきます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 質問に対して答弁をもらっていないんですけども、7,000円という根拠と聞いたんですけども。

じゃ、7,000円だけ本当に在宅介護手当を支給していればいいのかというふうな疑問が、どうしても私は湧くんですよ。だから、それはほかの方法というか、ケアマネジャーとか訪問介護

とか、そういう手段を使って在宅介護している家庭を訪問したりしているんだとは思いますが、そういうふうなことがこれからどんどん多くなっている。何が心配かという
と、やっぱり老老介護が心配になってくるわけですね。老老介護でその上認知介護になっちゃうとまた大変になるわけですよ。

だからそのところを、7,000円という手当だけ支給していて、あと何ていうんですかそういった、言い方はちょっと悪いけれどもそのまま、それだけで本当にいいんですか。やっぱりそういった訪問介護とかそういうことを定期的に、在宅介護やっている家庭を定期的にちゃんとスケジュール立ててやって欲しいなと思うんですけれども、その辺の取組というのはどういうふうな形でやっていますか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの私の説明でも、地域包括センターでは電話相談受けた後、地域包括支援センターの職員が訪問して状況を確認することもありますし、御本人や御家族の状況を確認した上でその方に応じた介護保険サービスの利用につなげたり、社会福祉協議会が実施する高齢者等生活支援応援隊、地域支え合い活動、また事情により介護タクシーやこむぎっち号、デマンド交通などの交通機関の見守り機器の情報を提供するなど、安心して生活が送れるよう丁寧に相談を受け対応しているところでございます。

ですから、齊藤議員が介護手当7,000円支給だけでいいのかという質問であります、そういったフォローをして個別に対応をしている状況を是非御理解いただきたいと思っております。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それはそうですね。だって地域包括支援センターには主任ケアマネジャー、保健師、それから社会福祉士が常駐しているということです。事前に聞いたところでは、3つのセクションに2人ずつ配置されて常駐されているということを伺っています。

ただ、要するにケアマネ、保健師、福祉士、これはやっぱりそういった資格が必要になるわけですね。となると、2名ずつ配置されているということですが、この任期というか、今現在の3つのケアマネ、保健師、福祉士、在籍して今いる方は何年在籍していますか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の介護の関係で、役場は専門職として介護の資格を持った専門職の方、介護士とかそういった支援体制を組んでおりますので、何年とかというよりもそ

ういった特殊な資格を持った方を採用して対応しているところでございますので、特にその辺については、専門職ということでもありますので、体制的には十分とはいかないにしても、そういった取組を続けていけるよう、体制を心がけているところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　８番齊藤崇議員。

〔８番　齊藤　崇君発言〕

○８番（齊藤　崇君）　明確に答えをもらえないんですけれども、私心配しているのは、こういった資格、専門職は、毎年４月になると異動が役場内でありますよね。こういったことで専門的なこと、または手がけていた仕事が異動によって損なわれるというふうな、こういった相談とか電話で相談とかいろいろ、そういった在宅介護の方のほうからとか、いろいろ介護に関していろんな質問等があるわけですね。それをやっぱり専門的なことで捉えないと相手に対して失礼だし、間違ったことを言ったんでは困るわけですから、やっぱりそれをちゃんとした体制をこの３つの仕事をきっぱりとこなせるというか、カバーできる人が常にいないと困るわけじゃないですか。

それを、定期的な４月の異動とか、所内の異動とか、それで動いちゃった場合に、ほとんど役場内だから緊急時には対応できるかもしれないけれども、やっぱりそれは長年の、例えば保健センターの保健師さんなんていうのはずっといますよね、保健センターに。ああいう形で常駐というかさせているのかどうか、それについて教えてください。

○議長（飯塚賢治君）　町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　齊藤議員の地域包括支援センターの体制等含めて御質問にお答え申し上げます。

こういった主任ケアマネさんとか保健師さんとか社会福祉士が常駐しているわけですが、そういった人事のローテーションでもきちんと業務に支障ないような体制として、専門職でありますのでそういったところの、個別のところも含めて体制を組んでいく、人事ローテーションも考えていくところであります。

また、町としてもこれからＤＸやる中でも、いろいろな情報を共有できるような環境ですね、そういったところも含めて、こういった体制に高齢者の支援センターという位置づけからして、体制をしっかり情報共有できるような環境も整えていくということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君）　８番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 分かりました。

次に、今度は教育長のほうに質問させていただきます。

図書館ですね、行ってみるとかなりいろんな情報が得られる、先ほど答弁にあったように多くの町民に本に触れ合ってもらおうような努力をしているというふうな答弁がありました。この町外利用者の登録とかそういうのは当初はなかったんですけども、だんだんこういった事業が増えてきて、先ほど私もちょっと勉強不足というか、30周年コンサートってちょっと気がつかなかったんですけども、これをもう少しアナウンスの仕方というのを考えてもらいたいなというふうには思うんですよね。過去はしょうがない、終わっちゃったことだからいいんですけども、今後はやっぱりこういったことについて、やはりちゃんと記念行事等を行ってもらいたいと思っております。

本に触れ合うということで、広報、今月つい最近配布されたものですけども、この広報を見ると、図書館郷土資料館だよりというのが、本当に毎年そうなんですけれどもこのくらいなんです、このくらいの要するにスペースで毎月周知されているんですね。だけれども、これをもう少し図書館の利用を促進するのであれば、もう少し何か考えてやってもらいたいなという気はするんですけども、これはこのまま教育長、いきますか、スペースは。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

スペースのことは広報担当等とのやりくりは、そのときの記事等によって大きさは多少変えられるかなと思いますので、できるだけ分かりやすい広報にしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 是非、もう少しアピールというかアナウンスの方法を考えていただきたいと思います。

それからその次に、イベントですね、図書館を使った調べる学習コンクール、私もこれ本当に勉強不足でずっと感心して見ていたんですけども、図書館行って最初からずっと10周年、5年度で。だからこれ5年度ということは、6年度の決算説明書の冊子に載っていたということだね。

これも先ほども言ったとおり、この児童・生徒はこれを要するにコンクールに応募するとい

うことは、本当に先ほど教育長答弁してくれたように、何か身近なものに対して子どもたちや生徒が関心を持ったことにテーマを取って、これ見ると結構長い時間かけてやっているんですよ。だから、夏休みぐらいじゃ終わらないんじゃないかなという気がするんですよ。すごくためになる血液のことを調べてみたり、カマキリの幼虫のことを調べてみたり、すごく根気の要る、また何回でも図書館に通って、参考資料を見て取り組んでいるというのが目に浮かぶんですよ。それには保護者もすごく協力して、図書館の送迎をしてやったり、また家庭でもそういったことを保護者が応援しているということ。

これも、決算説明書に載っているのはほんの1行、広報に表彰されたのはやっぱりまたほんのお情けぐらいのあれしか載っていないんですよ。こういうことをもっと児童・生徒にも要するに関心持ってもらえるような、何か工夫をしてほしいなと思うんですけども。

例えば夏休みに児童の意見発表というのをやっていますよね。町に対して私は町のこういうところが好きだよとか何とかって、かなりの児童が発表しています、5、6年生がね。あれなんかはもう少し、今言った調べる学習コンクールよりも知名度というか周知されていると思うんですよ。そういう意味では、こういうのも15あるイベントでこういったものは、やっぱり児童・生徒の手本になると思うんですよ。ああ、こういうことを考えてやっているんだな。

だからそれを、要するに各小学生だったら小学校に、例えば賞をもらった、町長賞とか教育長賞、せめてこのくらい。でなければ、応募した例えば5年度なら5年度の応募作品を、これが賞だによって花丸つけたようなことで表現すればいいと思うんですよ。そういうのを、各小学校、中学校に閲覧するような、そういうことってというのはやっていますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

調べる学習コンクールについては、全国のほうの図書館事業団のほうが主催で、町でやっているのはその中の一つの地域コンクールというものです。その地域コンクールで入賞した、最優秀賞を頂いた、町長賞ですけども、それを全国コンクールに送ってその中で審査をして、上里町の児童・生徒のは優良賞を頂いたというようなことは、令和6年度のことです。

これについては、子どもたちは調べることについて、議員さんもおっしゃっていましたが子ども図書館だけじゃとてもじゃないけれども調べ切れません。例えばお茶の研究をした子どもがいるんですけども、この子どもは狭山のほうのお茶屋さんに行ったり、お茶を作っているところに行ったり、その入れ方とかそういうのを工夫したり、あるいはお茶っ葉だけでなく、ほかのものでお茶を作って飲み比べをしてみたりとか、相当な苦勞をして1つの作品を仕上げています。そうした取組ですので、全ての子どもたちが全部参加できるというのはなかなか

か厳しいんですけれども、是非こういう子どもたちの取組、頑張ったことは全児童・生徒には知らせていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 是非、実践していただきたいと思います。

町長に伺いますけれども、町長賞でありますけれどもこの作品見ましたか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） はい、毎回町長賞見ております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それから、今イベントが15あるんですけれども、それなりに参加は見られるんですけれども、特に参加者の少ないイベントがあるんですよ、1桁とか。こういう取組せっかく計画する事業に対して、やっぱりあまり参加者が少ないと、何ていうんですかちょっと物足りないなという気はするんですけれども、そういうイベントに対して今後どのような改善、もっと参加者を増やす工夫、そういうものについて、教育長、どういうふうに考えますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

議員もおっしゃっていますが、図書館では様々なイベントを行っております。例えば、毎月の定例事業としては、お話の会のくまさんのポケットとか、あるいは子どもシアター、あるいは保健センターの健診時に読み聞かせを行う図書館からのお知らせ等も行っております。

子ども向けのイベントでは、調べる学習コンクールが大きなイベントですけれども、夏休み理科実験教室、読書感想文お助け講座、あるいは司書講座、中高生向けの図書館ボランティア、大人向けでは高齢者いきいき課と連携した認知症出前講座、歴史講座、大人の映画会、こういったものを行っております。参加者が少ないのも確かにあるので、こうしたことをもっともっと広くアピールしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） いろいろ工夫してみてください。

次に、公民館だよりについて再質問させていただきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、昨年度でワンペーパーの公民館だより、各地区館、5館のそれが廃止になりました。4月からは広報の公民館コーナーというんですか、に集約されて、広報の最後のほうのところに5館の周知事項が掲載されています。

まず、各地区館の要するに公民館だよりというのをずっと長く愛着があって見てきたんですけれども、何か寂しいというか、それともう一つ各館のオリジナルなものが全然見えないんですよね。時候の挨拶だとか長幡方面で言えば梨の花が咲いたとか、そういうことがあったり、もっと七本木のほうへ行くとまた違った時候の挨拶、館長と事務員さんが考えてしているんだと思うんですよね。そういうことが、全然もう本当の一方通行の周知だけで終わっちゃっていると。ひどいときなんかは8行ぐらい、5月の広報に載っていたのが神保原公民館の記事のところなんか8行ぐらいですよ、終わり、それで。えっと思って、こんなんじゃ本当に、まして最後のほうだから意識していないと見落としちゃうんですよね。ところが、ガリ版で刷った公民館だよりだと、何ていうのかな知名度があるというか、もう少し関心深く見られたんですよ。ところがこれだと、全然そういうインパクトがない。

確かに、紙減らし、ペーパーレス、それから事務作業の削減あるでしょう。ひどいのなんか、この6月なんていうのは、5月のときは公民館コーナーA4が2枚使っていたんですよ。6月号は1枚ですよ。こうやって削減して何かメリットがあるんですか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

メリットがあるかどうかというのは、今のところまだ分かりませんが、様々な5館ある公民館のそれぞれの活動を全町民に知らせるということで、先ほども答弁の中でもお話ししましたが、ほかの公民館でやっている取組に行ってみようかなというふうに、参加者が増えることを期待しております。人件費の削減とか印刷費の削減、そういった意味もありますが、そういったことを狙って行っていることでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ちょっと結果を出すのは、4月からですから、2か月ですからちょっと早い気はしますが、1年ぐらいちょっと様子を見て、悪いところとかこれじゃま

ずいなと思うところは、またやっぱり検討し直してやっていってほしいなと思うんですよ。

やはりこれ、先ほど教育長が答弁されたように、こういうふうに移行する議論というのは、館長等の会議で決めたということですが、これはやっぱりそれだけだと、やはり何ていうのかな、町民をないがしろにした考え方で、やっぱり町民主体で考えないといけないかなと。確かに公民館活動、利用団体とかいっぱいありますけれども、そういうものに関心のある人とない人と、それは分かりませんどのぐらいだか。ただ、そういうものがすんとんというふうに切り替わっちゃうと、やはり戸惑う人もいるんじゃないかなと。

さっき言ったように、最後のほうのページでこのくらいのスペースで載っているのでは、見落としが絶対出てくると思うんですよ。その辺をもう少し考えてやってほしいなというふうに思います。

それと、今月号には、公民館の利用団体を紹介しますというA4が2ページあるんですよ。これを私見たんですけども、例えば七本木公民館には正式にあるのかどうか分からないですけども、囲碁クラブみたいなのがあるんですよ。私も囲碁ちょっとたしなむんで、何回か行ったことあるんですけども、ちょっといろいろ日曜日の午後1時からということではなかなか参加できないんですけども。

そういうのがこういう利用団体として掲載もないし、それから東公民館は水曜日にやっぱりあるんだよ、囲碁のできる時間帯が。その団体の名称もちょっと載っていないんですけども、そういうのは、届出していないとこれ載せないんでしょうか。必ず七本木公民館でも日曜日の1時からということで、1階のに入った左の部屋で囲碁が打てるんですよ。そういうのはこれ教育長、見たって載っていないですよ。それは定期じゃないのか、定期じゃないと載せないのか、誰が会長をやっているか、そういうのは私は全然知りません。ただ何回か興味があったんで参加してみた。その辺については、知り合いがいて囲碁が好きな人がいて、そこから知って何回か足を運んだというのが現状です。

そういうふうなことをちゃんと表示してくれないと、新たに参加するというのがなかなかできないよね。その辺については、利用団体として届け出ないと駄目なのか、それとも、じゃ、勝手にそういった同好、愛好家が集まってやっているのか、それも一応公民館という場所を使ってやっているわけですよ。その辺についての考え方はどうなんですか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

広報に載せるのは、やっぱり登録団体、同好会も含めてですんで、その公民館で活動している団体を載せる、登録の仕方は登録団体なのか、任意の団体なのかというのは分かりません

けれども、その時間帯を各公民館で割り振る必要がありますので、全ての掲載している団体は届け出てもらうということが最低条件だと思います。

また、見づらいということですので、掲載の方法とか代表者の名前とか連絡先とか、掲載できるような方法で工夫はしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 要するに、団体として登録、愛好会でも何でもいいから登録しないと、団体として代表者とかなんか責任者とか決めて登録しないと、団体としての名簿に載らないというのであれば、さっき私が言ったように七本木の、再三になっちゃうけれども、日曜日の 1 時から入った左側で囲碁をやっているんですよ、愛好家が。これは、さっき繰り返しになっちゃいますけれども載っていないんです。

ということは、代表者も何もいなくて、じゃ、日曜日の午後 1 時からここは囲碁やるから貸してくださいよというふうな届けだけしているのか、その辺がちゃんと明確になっていないような気がするんですよ。そうすると、結局じゃ、例えばほかの団体もだんだん団員が少なくなったりなんかして、例えば募集しますよということも、広報の公民館コーナーを利用して各地区館がそういった募集をするのか、その辺について、これだとやっぱり見落としちゃって、そういうのがあったんだって後になって気がついたりなんかするんじゃないかなと思うんですよ。だから、その辺の工夫をもう少しうまくやってもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

確かに、議員のおっしゃるとおり分かりづらいところは多々あるかなと思います。ですから、そうした部分はこれから工夫をして、掲示できるようにしていきたいなと思います。あるいは、各公民館でこの時間にこういうことをやっていますよという掲示物を出しておくとか、様々な工夫はできると思いますので、その辺は検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） いろいろ要求というか、いろんなことを言いましたけれども、確かに公民館だよりも廃止されて広報に移行になった。2 か月しかたっていないんで町民の反応はど

ういうものなのかというのは、ちょっとまだつかみづらいかとは思いますが、半年ぐらいたったら、またやはりその辺について調査するとか、町民にアンケート取るというのはちょっと大変かもしれませんが、そういった何か試みを考えて、もっと町民のサービスに資するような取組を考えていていただきたいと思います。

だから、半年ぐらいたった9月の定例会のときにもまた聞きたいと思いますので、それまで宿題としてお預けしておきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時55分からいたします。

午後2時41分休憩

午後2時55分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号9番の植原育雄でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取組が必要だと思っています。キーワードは「安全と安心」、安全で安心な町づくりを進めます。あれもこれもではなく、あれかこれかの時代であり、選択と集中、必要な事業を選択し、実施することが大事です。官民協働、官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

6月定例議会では、大きく分けて4項目あります。1、放置空き家対策について、2、少子化と子育て世帯支援対策について、3、増える身寄りなき高齢者対策について、4、教職員の保護者対応について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

最初に、放置空き家対策について、町長に質問させていただきます。

1の1として、上里町の放置空き家の現状について伺います。

5年に一度の総務省調査によりますと、全国の空き家が過去最多の900万戸に上がることが明らかになりました。賃貸用や別荘等を除く放置空き家も増え続けています。国や自治体は、解体や利活用に向けた取組を強化していますが、効果は上がっていないのが現状だと思われます。上里町の放置空き家の現状について、町長に伺います。

次に、１の２として、空き家対策特別措置法（特定空き家の撤去が可能になった事）について伺います。

2015年（平成27年）、国の空き家対策として空家対策特別措置法が施行され、特定空き家を撤去する行政代執行が可能となりましたが、その体制ができているかどうか、また、過去に行政代執行が執行された事例があるかどうか町長に質問をさせていただきます。

次に、１の３として、空き家を処分しない理由として、解体費用の負担感のほか、土地の固定資産税の優遇措置が受けられることについて、町長はどのようなお考えか質問をします。

次に、１の４として、国の空き家対策の「管理不全空き家」認定制度の新設と町内の「管理不全空き家」について伺います。

2023年（令和５年）、国の空き家対策として、将来的に倒壊が懸念される空き家を管理不全空き家と認定する制度を新設し、所有者が自治体の管理要請に従わない場合、固定資産税の優遇を受けられなくなりましたが、上里町内で管理不全空き家と認定された事例はあるのでしょうか、町長に質問をいたします。

２、次に、少子化と子育て世帯支援対策について、町長に質問させていただきます。

最初に、２の１として、少子化の要因について伺います。

未婚、晩婚化、出生数の減少に大きく分けられると思います。若者が結婚や出産を控えるのは将来展望を描けないからで、結婚から出産、育児まで途切れることなくきめ細かな支援策を講じる必要がありますが、少子化の要因と上里町の現状について伺います。

次に、２の２として、結婚しない理由と「結婚新生活支援事業」について伺います。

結婚しない理由に経済的負担を挙げる若者が多いそうです。県単位で結婚新生活支援事業が実施されていて、全国平均は48万2,294円だそうです。

埼玉県内でも多くの市町村で実施されています。近隣では、神川町、美里町、寄居町、深谷市で実施されています。結婚生活をスタートする新婚夫婦に、住居費や引っ越し費用の一部が補助されます。なお、対象世帯や適用条件があるので、希望される方は事前に担当課に相談してくださいとのお知らせがされています。

若者の経済的負担を軽減するために、上里町の町民が利活用できますよう御努力願いたいと思います。町長のお考えを伺います。

次に、増える身寄りなき高齢者対策について、町長に質問させていただきます。

３の１として、頼れる身寄りがいないために、生活に困る高齢者の対応について伺います。

頼れる身寄りがいないため、生活に困る高齢者を他人が家族のように支え続けるのは難しいと思います。様々な場面に応じて役割分担を地域ぐるみでサポートするなどを模索する必要もあるのではないのでしょうか。上里町ではどのような対応をされているのでしょうか。上里町の現

状について伺います。

次に、教職員の保護者対応について、教育長に質問させていただきます。

最初に、4の1として、町内「教職員の保護者対応」の現状と対応について伺います。

全国の公立小中高校の教職員が加入する公立学校共済組合の調査で、強いストレスを感じている教職員の割合が、2023年度は過去最高の11.7%に上がりました。上里町の現状について、教育長に伺います。

次に、4の2として、保護者の過度な要求や苦情への教職員の対応について伺います。

公立学校共済組合は、2016年度（平成28年度）から2022年度（令和4年度）に、ストレスチェックを受検した延べ約172万人分のデータを分析し、ストレスの具体的な要因を調べました。特に保護者の過度な要求や苦情への対応に疲弊する教職員が増えている、負担を軽減する対策が急務とされていますが、分析の結果明らかになったのは、保護者対応がストレス要因として高まっているということです。上里町の現状について教育長に伺います。

次に、4の3として、教職員の「働きがい」と「仕事を減らす事」が相反する事になっている事について伺います。

公立学校共済組合の調査では、働きがいを感じている教職員は多く、子どもの成長に関わりたいという熱意の表れと見られる一方で、やりがいや責任感で仕事を抱え込んでしまう側面もあると危惧していて、実際、教職員のやりがいが多忙な学校現場を支えているとの声は多いが、かえって仕事を減らす取組が進まなくなっているとも指摘されています。教育長はどのようにお考えか伺います。

4の4として、学校が抱える問題に法的な見地から助言する弁護士「スクールロイヤー」導入について伺います。

学校が抱える問題に法的な見地から助言する弁護士、スクールロイヤー導入も進んでいるようで、2022年度（令和4年度）時点では、39都道府県教育委員会が配置をしています。

文部科学省は、3月に全国の教育委員会に対し、さらに幅広く活用するように求める通知を出しました。教育長はどのようにお考えか伺います。

次に、4の5として、校長OBを「学校問題解決支援コーディネーター」として配置してのモデル事業について伺います。

教職員に理不尽な要求を繰り返すモンスターペアレンツと呼ばれる保護者への対応を巡っては、国や自治体に支援の動きが広がっています。文部科学省は昨年度（令和6年度）、校長OBらを学校問題解決支援コーディネーターとして配置をして、学校を支援するモデル事業を令和6年度に始めました。学校と保護者だけでは解決が難しいトラブルを、双方から話を聞いて解決策を提示します。

三重県が、令和6年度の6月に県教育委員会に相談窓口を設置しました。教育長はどのようにお考えか伺います。

最後に、4の6として、学校の安全管理について伺います。

これについては、学校の安全管理（学校敷地内への不審者の侵入）について伺います。

令和7年5月8日木曜日、午前中のことですが、東京都立川市の小学校で、児童の母親の知人2人が暴れ、教職員5人がけがをするという事件が発生したとの報道がありました。

教育委員会によると、5月8日木曜日午前9時から、児童の保護者と見られる女性と2年1組の担任の教諭が児童間のトラブルに関して面談を行ったということで、面談は1時間程度で終わり、女性は一旦学校の外に出て逮捕された2人を連れて戻ってきたと見られ、校舎へはふだん児童が移動で使用する連絡通路から入ったと見られ、2人が校舎の2階にある2年1組の教室にまで来たため、児童たちは体育館に向かって避難しましたが、一部の児童は避難できませんでした。

上里町内の小中学校の敷地内に不審者が侵入した場合、どのような対応を考えられておりますか。教育長はどのようにお考えか伺います。

令和5年5月8日木曜日、東京都立川市の事件も、児童間のトラブルから傷害事件に発展をしています。上里町内でも、教職員と保護者間、または児童間のトラブルから保護者同士でのトラブルがあるとの話もあると私は聞いておりますが、実際にあるとしたら、その実態について教育長にお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原育雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、放置空き家対策についての①放置空き家の現状についてでございます。

適切な維持管理がされていない放置された空き家は、劣化が進み倒壊等の危険が発生するほか、防災、防犯、衛生、景観など様々な面で生活環境に悪影響を及ぼします。また、周囲へ悪影響を及ぼす空き家に限らず、利用していない住宅の増加は町の魅力や地域活力低下の要因にもなり、土地利用の効率化や社会的財産の有効活用という観点から問題となっております。

町内で明らかに管理がされていない空き家は、令和元年度の空き家実態調査により66件が報告されております。今後、空き家の適切な管理が行われず、周辺住民や通行人に危害や損害を与えるような状態にならないために、所有者に適切な管理の重要性を認識してもらうとともに、所有者自身とその家族等も含め、空き家の管理意識を醸成していく必要があります。

一方で、近隣住民からの空き家の相談等につきましては、令和4年度19件、令和5年度36件、令和6年度49件と増えております。

町の対応といたしましては、まずは現地に行って状況を確認し、課税台帳から調査した所有者に対して、適正な管理をしていただくよう通知でお願いしています。さらに、今年4月には、空き家所有者が相続登記や解体、管理、売却、何をしたらいいのか分からないなど、空き家問題解決のための総合相談窓口を運営する民間会社と連携協定を締結し、今年度の固定資産税納税通知書にお知らせを同封し、空き家をお持ちでお困りの方が相談できるように周知を図っております。

相続など様々な事情により空き家になってしまっているものもありますが、いずれにしても所有者の個人的財産になりますことから、近隣住民に迷惑をかけることがないよう、責任を持って対応していただくことが大切と考えております。

町といたしましては、引き続き適正な管理の依頼及び周知に努めてまいります。

次に、②空き家対策特別措置法（特定空き家の撤去が可能になった事）についての御質問でございます。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、倒壊の危険性や衛生上有害な状態にある特定空家等に対する措置を規定しています。最終的には行政代執行による解体も可能としていますが、行政代執行は所有者の財産権に関わる強力な措置であると同時に、公共の安全や衛生を確保するための最終手段とされております。解体には多額の費用がかかることも多く、自治体はこれを一時的に立て替える必要があります。行政代執行にかかった費用は所有者に請求されますが、所有者に資力がない場合や行方不明の場合など、費用の回収が困難なケースが多いと言われております。

このような背景もあり、県内における行政代執行の事例といたしましては、法律の施行から約9年間で10件程度にとどまっている状況です。

代執行の実施につきましては、財政的課題に加え、その公平性についても極めて慎重な対応が求められます。個人の財産処分に関わることでございますので、客観的かつ明確なルールづくりが不可欠であると認識しております。今年度策定を予定している上里町空家等対策計画の中で、特定空家等への対応につきましても検討してまいります。

次に、③空き家を処分しない理由として解体費用の負担感のほか、土地の固定資産税の優遇措置が受けられることについてでございます。

御指摘のとおり、空き家対策が進まない原因の一つとして、税制の仕組みがあると言われております。宅地は、住宅が建っていることで固定資産税が軽減されていますが、これが空き家の建つ土地にも適用されるため、所有者にとって除却しないほうが有利に働く側面があります。

特別措置法では、特定空家等に対し、固定資産税の軽減を解除することも可能になりますが、これは個人の財産に関わることで、町として慎重な判断が求められるものと認識しております。また、物価高騰など様々な要因により解体費用が高額になることも、空き家対策の推進を阻む一因となっています。

このような背景から、空き家対策の推進には、その除却や利活用に補助金を活用するなど、所有者が行う対策への支援が必要だと考えております。国の補助金等が活用できるよう、近隣市町の対策等も参考にしながら、環境整備や制度設計に努めてまいります。

次に、④国の空き家対策の「管理不全空き家」認定制度の新設と町内の「管理不全空き家」についてお答えいたします。

令和5年度の法改正により、特定空家等になるおそれのある管理不全空き家という新たな区分が設けられました。これにより、自治体は管理不全の状態にある空き家に対しても指導や勧告を行うことができ、改善が見られない場合には、住宅用地の特例を解除することも可能になりました。この法改正は、発生予防に関する対策の強化を目指すものと認識しております。

町内におきましては、この法律に基づく管理不全空き家として指導等を行っている空き家はございません。相談が寄せられた空き家等につきましては、所有者に対する通知などによりまして適正な管理を促しております。

空き家対策を計画的かつ効率的に進めることを目的といたしまして、今年度、上里町空き家等対策計画の策定に着手いたします。

空き家対策の基本となりますのは、発生予防、適正管理、利活用、この三本の柱でございます。これらの施策を包括的に推進していくため、本計画の策定を通じて、役場内の横断的な組織体制を構築し、空き家対策の推進に取り組んでまいります。

次に、2、少子化と子育て世帯支援対策についてのお尋ねのうち、①少子化の要因についてでございます。

少子化は、日本全体で深刻な社会問題となっており、その要因は様々ではありますが、本町においても同様に、次の3点が主な要因と考えております。

1つ目は、経済的要因です。子どもを育てるのにかかる教育や生活にかかる費用が高く、経済的な負担が大きいことが子どもを持つことをちゅうちょさせる要因となっております。また、非正規雇用の増加や収入の不安定さが将来への不安につながり、結婚や子育てを難しくしていると考えています。

2つ目としましては、社会的要因が考えられます。女性の高学歴化やキャリア形成が進むことで、結婚や出産のタイミングが遅くなり、出産そのものを選択しないケースも増えていることも要因の一つと考えます。

3つ目の要因として、結婚に対する価値観の変化です。結婚が必ずしも人生の選択肢として考えられなくなっているため、未婚率が上昇し、結果として出生率の低下を招いています。個人の自由や趣味、自己実現を優先するライフスタイルが広まり、子育てよりも別の選択肢を取る人が増えていることが要因として考えられます。

少子化は、単なる人口の減少以上に、社会全体に影響を及ぼす問題です。そのため、町においても、不妊治療費助成制度や、保育料完全無償化を含むこむぎっち子育て10のサポート等の子育て支援策を、妊娠から出生、子育てまで切れ目なく行っております。

今後につきましても、子どもを持ちたいと考える世帯が安心して子育てをできるような施策を推進し、子育て支援日本一の町づくりを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、②結婚しない理由と「結婚新生活支援事業」についてお答え申し上げます。

結婚しない理由につきましても、少子化の要因と同じく、経済的要因、社会的要因、結婚に対する価値観など、様々なであると推測されます。

議員御質問の結婚新生活支援事業についてですが、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業であり、結婚に伴う新生活を経済的に支援する取組でございます。制度設計の概要は、夫婦の年齢要件、世帯所得要件、補助上限額を設定し、住宅の取得費用や賃借費用などに対する補助を行うものです。埼玉県が主導し実施する都道府県主導型市町村連携コース（補助率3分の2）と市町村が単独で実施する一般コース（補助率2分の1）の2種類がございます。

本町において、この支援事業の必要性が高いかどうかを、結婚を阻む要因として経済的理由が占める割合や制度運用の観点、財政状況等から総合的に判断するとともに、既に導入している自治体の実績を参考にして、事業効果や有効性について調査を進めてまいります。

本町は、より多くの方々が出会い、人生を歩んでいけるよう、出会いの機会を創出することを目的に、埼玉県が設置しましたSAITAMA出会いサポートセンターの会員となっております。

SAITAMA出会いサポートセンターは、埼玉県内で本庄市、さいたま市浦和区、坂戸市の3か所に設置されております。SAITAMA出会いサポートセンターでは、専門員による相談はもちろんのこと、AIによる自動マッチングやウェブお見合い等を実施しております。また、成婚に結びつくようなイベントや意識啓発・ライフデザインに関するセミナー等も開催しており、新規利用登録者の拡大を図っております。本町においても広報等で周知しており、町民の会員数も年々増加している状況でございます。

その他の取組としましては、県北部の7市町で構成される北部地域地方創生推進協議会にて結婚支援事業を実施しております。本協議会では、北部地域における若年層の人口流出と少子化の進行を抑制し、将来に向けた定住人口の増加を目指し、結婚を希望する方への支援を推進

しております。

本協議会では、令和5年度から仮想空間メタバースを利用した婚活事業を実施しております。令和6年度からは、メタバース婚活と対面でのリアル婚活を同日に開催しています。インターネット上の3D仮想空間メタバースを活用し、参加者は自身の分身であるアバターを通じてコミュニケーションを行います。仮想空間で内面的なつながりを深めた後、実際の対面に移行することで、参加者間の会話がより活発になり、その結果、マッチング率は他の婚活イベントより高く、約7割となっております。

今後も、北部地域地方創生推進協議会やSAITAMA出会いサポートセンターの取組を通じて、婚活支援を継続して進めてまいります。

引き続き、若者の出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就労に至るまで、切れ目のない支援を行う体制の構築を町全体で取り組んでまいります。

続きまして、3、増える身寄りなき高齢者対策についての①頼れる身寄りがいない為に、生活に困る高齢者の対応についてにお答え申し上げます。

近年、地域包括支援センターで受けている高齢者からの相談では、頼れる身寄りがいないため、支援を必要とされる方が増えてきているように感じています。

現在、地域包括支援センターには、本人や家族のほか、近隣の方、警察、民生・児童委員、ケアマネジャーなど、様々なところから情報提供や相談があります。これらの情報を基に訪問等を行い、高齢者の状況を把握し、状況に応じた社会資源を活用して支援を行います。また、その方に関係する方々と連携するなど、丁寧な対応に努めています。

地域包括支援センターの職員が訪問すると、認知機能や身体機能の低下が見られ、身寄りがなく買物にも行けず、食べることに困っていた方もおりました。このような事例では、配食サービスの利用やヘルパーの家事援助につなげつつ、地域の方や社会福祉協議会などと協力し、安心して生活できるように支援をしています。

また、既に在宅で介護保険サービスを利用されている方の中にも頼れる身寄りのいない方がおり、何か困った際にはケアマネジャーから相談を受けています。地域包括支援センターでは、同行訪問などを行い、一緒に対応方法を考え、地域の方や介護保険サービス事業所、民生・児童委員などとも協力して対応しています。

入院していた高齢者が退院後の生活において不安がある場合には、病院や御本人、関係する方々から連絡や相談があり、その方に必要なヘルパーや住宅改修等の在宅サービスへつなぐ等の対応を行っております。

在宅生活が困難と思われる際には、病院やケアマネジャー、施設等と連携し、施設に入所するための支援を行っています。認知症等により判断能力が低下されている方の場合は、成年後

見制度の利用を進め、御本人の意向を尊重しながら、安心して生活を送ることができるようにしています。

高齢化の進展に伴い、身寄りがいない人への支援の需要が増加する可能性があります。御本人が相談できない場合でも、支援が必要な状況に気づくことが大切であります。そのためには、関わりのある人や身近な地域での見守りの目を増やすことが重要なところとなります。

町では、町内を巡回する配達業者やタクシー会社等の民間事業者と見守り協定を結び、警察、消防、区長会、民生・児童委員、社会福祉協議会なども参加する会議を開催し、見守りネットワークを強化しています。また、地域の方に向けて、広報紙に、身近な高齢者がいつもと違う様子、ちょっと気がかりなどの異変に気づいたときは地域包括支援センターに御連絡をいただくよう掲載し、周知に努めております。

町には、高齢者の日常生活のちょっとした困り事を地域の住民がお手伝いする地域支え合い活動が3か所ございます。こうした活動や隣近所とのつながりの中で、お互い緩やかに見守り助け合うことが大切と考えております。そして、気になる高齢者に気づいた場合には、地域包括支援センターに御相談ください。

身寄りのない方をはじめとする、支援を必要とする高齢者の対応については、ケアマネジャーや施設、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域の方等と連携し、丁寧に行っていきます。また、多くの方を支援していく中で課題を把握し、共通するものについては地域全体の課題として捉え、対応について検討してまいります。

なお、次の4、教職員の保護者対策については、教育長から答弁いたします。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原育雄議員の4、教職員の保護者対応についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①町内「教職員の保護者対応」の現状と対応と②保護者の過度な要求や苦情への教職員の対応についての御質問は、関連しておりますので、合わせてお答え申し上げます。

学校には、保護者や地域の方から、電話や、あるいは来校などにより多種多様な情報が寄せられます。主なものは、素朴な質問や相談、学校に対する不安や要望などでございます。特に保護者対応では、保護者との信頼関係を築きながら児童生徒の健やかな成長を支える重要な役割であると考えております。

保護者対応は速やかに対応することを指導しており、状況に応じて学校側の謝罪が必要など

きは、心理的事実と客観的事実を区別した上で、適切に対応しております。また、対応を重ねても解決が困難な事例については、早い段階で学校と教育委員会とが連携を図り、情報を共有しております。

今後もよりよい対応を行うため、教職員は先入観で相手を判断したり、勝手に決めつけた対応をすることがないように、保護者の意見を傾聴し、その背景にある事情や心情を把握するように指導いたします。また、1人で抱え込まずに報告、連絡、相談できる職場環境を構築するように努めてまいります。

次に、③教職員の「働きがい」と「仕事を減らす事」が相反する事になっている事についてお答え申し上げます。

教職員にとって、教育の質を高めることが働きがいにつながる一方で、業務量の削減が求められ、やりがいのある業務まで削減されてしまいます。

教師としての働きがいは、児童生徒と関わり、その成長を手助けすることや、魅力的な授業を行うために教材研究に時間をかけることなどがあります。その一方で、教員の業務は多様化しており、事務作業、保護者対応、部活動指導など幅広い役割を担っており、教育の質を向上させる一方で、教員の負担を増加させる要因にもなっております。

上里町では、埼玉県と連携し、各学校に教員を増員するために教職員の加配申請を行っております。また、教職員の業務軽減を図り、業務の見直しやデジタルツールを導入し、事務作業の効率化を進めております。そのほかにも、支援員やスクールサポートスタッフ、部活動支援員などの会計年度任用職員を雇用し、教育の質を保ちつつ、教員の業務負担を軽減しております。

様々な取組を行ったことから、上里町の小中学校で時間外在校等時間が月80時間を超えている教職員はおりません。

また、教職員の精神的健康を維持するためにストレスチェックを実施しており、自分のメンタル状態を知り、適切な対策を講じることができるようにしていることから、ストレスによる教職員の休職者は、過去3年間おりません。

今後も、働きがいのある学校をつくり、教職員のストレスを軽減し、教員の資質向上に努めてまいります。

次に、④学校が抱える問題に法的な見地から助言する弁護士「スクールロイヤー」の導入についてお答えいたします。

埼玉県はスクールロイヤー制度を令和2年度から導入しており、県立学校や市町村立小中学校における法的な問題への対応を支援している制度となっております。

スクールロイヤーは、いじめや虐待、学校事故、保護者からの過剰な要求など、教育現場で

発生する法的問題に対して助言を行い、早期解決を図る役割を担っております。また、学校の法的対応力を向上させる研修も実施しております。

上里町の学校現場において法的な問題が発生した場合は、初めに上里町の顧問弁護士に相談し、対応について助言してもらう形となっております。その上で、特に解決が困難で重大な案件に進展した場合は、埼玉県のスクールロイヤー制度を活用するようになっております。

上里町の学校現場において法的な問題が発生しないよう、児童生徒や保護者、地域からの声を大切にし、素早く対応できるように努めてまいります。

次に、⑤校長OBを「学校問題解決支援コーディネーター」として配置してのモデル事業についてお答えいたします。

学校問題解決支援コーディネーターは、学校と保護者、地域と学校間の問題を解決するために支援体制を構築する役割を担うもので、主に学校管理職のOBがコーディネーターとして配置されております。学校から直接相談を受け、専門家の意見も参考にしながら、各事業に合わせた解決策の整理、提示を行い、問題解決に向けた情報などを提供し、対応しております。教職員の心理的負担を軽減し、学校が単独で解決できない問題など、行政のサポートによって問題を解決に導いている事業になります。

学校問題解決支援コーディネーターのモデル事業は令和6年度から始まり、都道府県及び全国の市町村が対象となっており、埼玉県に学校問題解決支援コーディネーターが配置されました。

現在、上里町において、学校問題解決支援コーディネーターに相談する案件は発生していませんが、今後、学校や教育委員会での対応が難しい事案が発生した場合は、埼玉県教育委員会に協力要請をしていきたいと考えております。

最後に、⑥学校の安全管理についてお答えいたします。

学校の安全管理は、児童生徒の安全を確保するために重要な取組でございます。事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに対処することが求められており、万が一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置を講じる体制を整えることが必要となります。

各学校の安全管理は、安全点検の実施、危機管理マニュアルの作成、安全教育の推進など、教職員だけでなく、児童生徒や保護者、地域と一体となって取り組み、より効果的に実施しております。

議員御指摘の学校における不審者対策は、児童生徒の安全を守るために非常に重要であり、学校に対して不審者の侵入を防ぐための対策や、万が一侵入された場合の対応が求められております。

上里町の学校においても不審者対策を実施しており、校門や出入口の管理に始まり、警察と

の連携、不審者を想定した防犯訓練の実施、防犯カメラを設置するなど対応しております。

今後も防犯訓練を通して、児童生徒、教職員の学校安全に対する意識を高める教育を推進してまいります。

なお、上里町内のトラブルについては、寄り添う姿勢を大切にし、早期対応を適切に行えるよう学校と連携をしております。事例については、個人情報を含みますので控えさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 議席番号9番の植原育雄でございます。

町長、教育長に何点か再質問させていただきます。

ちょっと順番は前後すると思いますが、結婚しない理由と「結婚新生活支援事業」ということで答弁を町長にさせていただいたんですけれども、最初に質問したときは、近隣の市町村でこの結婚新生活支援事業ということで取り入れていますのが神川町とか美里町とか、あと深谷ですかね、寄居もそうかなと思うんですが、そういう事例があつて、これは実際、年齢制限とか所得制限がありますので、全員が対象になるということはないんですけれども、結婚生活をスタートする新婚夫婦に住居費とか引っ越し費用等の一部が補助されるということなんですけれども、若者の経済的負担を軽減するためということで、上里町の町民が利活用できるよう町長に御努力をお願いしたいということで質問をしましたが、ほかの市町村がやっていますので、上里町がなぜ行わないのか。行うという答弁をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

若い人が結婚する中で、町としてどうなのかという話の再質問になるかと思っております。

例年、こういう事業に対して、翌年度分の申請が秋頃より開始されます。若者の出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育、一連の、結婚をすること、所帯を持つことによって、教育、就労に至るまで、切れ目のない支援の行う体制の構築を進めていく中で、結婚支援事業が本町において必要性が高いかどうかを制度運用の観点や財政状況等から総合的に判断するとともに、国の地域少子化対策、また重点推進交付金等を活用して他の事業を実施している町村の事例もありますので、そういったものを参考にして、本町にとってよりよい支援策という面で今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 町長はちょっと検討してからというようなお話、答弁だったかなと思いますが、これをやることによって、今、上里町の人口が微減だったものが微増につながる可能性もありますし、いろいろなことを考えると、これはもうやるべきだと私は思うんですけれども、再度お願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員が、結婚新生活支援事業をやるかどうかということで再質問でございます。実施団体に確認しましたところ、住民が婚姻届を提出する際に、該当と思われる方に対し、職員から制度の説明をして、制度の活用につながる例が多いとのことでした。したがって、対象費用が婚姻に伴う住宅費用に関するものと限定的であるため、本町においては、本事業が結婚の呼び水になるかどうかについても慎重に検討する必要があるということでございますので、結婚新生活をするに当たりまして、こういった呼び水となるかどうかについても確認、また検討する必要があるかと思っております。こういったものも含めて、今後も、若い人等の結婚支援についてはいろいろな選択肢がございますので、そういったところを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） それから、放置空き家の現状についてということで、町長答弁につきましては、近隣住民に迷惑がかからないようにということで、これは所有者へ適正管理をしていただくように通知を出しているということでもありますけれども、積極的にやらないと、いいかげんに管理してもらっていると、虫が湧いたり火災が発生する危険性もあるわけですね。そこら辺のこともありますので、是非積極的にお願いしたいと思います。町長のお考えをお聞きます。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の空き家に関する再質問とのことですが、先ほど説明しましたように、上里町空家等対策計画ということを進めていくことで、空き家の発生予防をはじめ、適正管理のお願いや特定空家等の所有者への指導、利活用の促進、総合的な相談

への対応とか、対策への推進体制の構築など、様々な課題等を含めて検討を進めていきたいと思っております。このように、複数の業務に関連することから、庁内に検討グループを組織しまして、計画策定に向け議論を開始しております。

町内でも、私、ちょっと最近見たんですが、空き家が解体されて更地になった事例もございます。そういったところはどういうきっかけでそうされたのか、近くの人なんでちょっと聞いてみたいという考えもありまして、適切な時期にこういった空き家対策の計画についても報告させていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、放置空き家対策についてということで、空家等対策特別措置法、特定空家の撤去が法律的には可能になりました。それで、撤去費用については一時的に市町村が負担する。これは個人的な所有権があるから難しいというような町長答弁でありましたけれども、これについても積極的に、私とするとやっていただきたいんですよね。そこら辺、町長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の放置空き家の除却、支援という形での再質問かと思っております。

空き家の除却への支援制度でございますが、本庄市には旧耐震建物で1年以上居住がないことなどを条件に、居住誘導区域内では最大50万円、その他の区域で最大30万円の支援制度があります。上里町におきましても、このような制度を新設、好循環を推進してまいりたいと考えております。今年度、先ほど言いました上里町空家等対策計画の中で、この制度を盛り込むことを踏まえて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、1の3で放置空き家対策というところで再質問したいと思います。

空き家を処分しない理由として、解体費用の負担感のほかに、土地の固定資産税の優遇措置が今現在受けられることになっております。宅地の場合は、200平米のそういう限定的な優遇がありますけれども、今、6分の1課税ということでなっていますが、この固定資産税の優遇

措置が受けられるので、所有者にとっては解体しないほうがいいと。町長答弁だと補助金等を利用できるようにしたいというような答弁だったかと思いますが、もう一度町長にお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 住宅地の特別措置法の特定空家の建つ土地の固定資産税についてということでもいいんでしょうか。もう一回ちょっと。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 空き家を処分しない理由として、解体費用の負担感のほか、土地の固定資産税の優遇措置が受けられることについてということで、所有者にとっては解体しないほうがよいという考えになるかと思います。ここら辺のところを積極的に、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの答弁で申し上げましたが、空き家の特別措置法では、特定空家等の建つ土地の固定資産税については軽減を解除することも可能になりますが、これは個人の財産に関わることで、町としてこういったケースについても慎重に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 1の4の国の空き家対策の「管理不全空き家」認定制度の新設と町内の「管理不全空き家」のところで再質問したいと思いますが、町長答弁では、上里町内には該当がないということで答弁があったわけですが、制度ができたわけですから、こういうのを積極的に取り入れてやっていただきたいと思います。該当はないということになると、必要ないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁で、対象がないということですが、上里町におきましてもこのような空き家の除却に対する制度を新設して好循環を推進してまいりたいと考えておりますが、今年度

作成する、先ほど言いました空家等対策計画の中で、この制度を盛り込めるかどうか、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、増える身寄りなき高齢者についてというところで再質問をさせていただきたいと思います。

少子高齢化の関係で、高齢者を支える現役世代が減少していくわけですがけれども、昭和45年では、1人の高齢者を9.8人で支えていました。令和2年では、1人の高齢者を2.1人で支えることになり、2070年（令和52年）には、1人の高齢者を1.3人で支えることに統計上はなっております。

それで、頼れる身寄りがないために生活に困る高齢者を他人が家族のように支え続けるのは難しいと思いますが、誰がどこまで担うのかという分担をして、様々な場面に応じて役割分担を決めて、地域ぐるみでサポートする等、各地でそういう事例が高まってきております。

事例としては、私、調べたんですけれども、愛知県豊田市の病院で、腎臓内科の診察窓口で車椅子の女性（86歳）に付き添ってきたのは入居先の特別養護老人ホームの職員ということで、同ホームでは通常受診に家族に同行してもらっていますが、この女性には頼れる家族がいない。市営住宅で夫の介護を受けて暮らしていましたが、夫が亡くなって、子供はいるものの、市の職員が連絡しても協力が得られない、そういった場合に、特別養護老人ホームに入所の際も、身元保証人がいなくてもスムーズに入所できたのは、この女性をチームで支える体制を整えていたからですということで、入所契約に市の職員が同席していました。金銭面では、通帳や印鑑の管理を市の社会福祉協議会が、日常的な支払いを同ホームがそれぞれ担当をしておりました。それで、緊急搬送された場合、市の生活保護の担当課が緊急連絡先になることにしております。

こういった例のように、上里町と社会福祉協議会、施設が役割を分担して、頼れる身寄りがないために生活に困る高齢者に対応することについて、これからこういう対象者の方が増えると思うんですね。それにやっぱり町としては対応していかなければいけないと思いますが、町長にその辺についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の頼れる身寄りがない為に生活に困る高齢者を支え合う活動ということで、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、身寄りのない方をはじめと

する支援を必要とする高齢者の対応については、ケアマネジャーや施設、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域の方々等、また上里町においては地域支え合い活動が3か所ございます。そういった身寄りのない方についても地域で支えているところがございますが、現在相談を受けて対応をする場合には、先ほど説明しましたように、関係する機関と連携して対応しているところであります。

今後、高齢化が進む中で、身寄りのない方の対応が課題になってくると感じておりますので、多くの方を対応する中で共通の課題が把握されたときは、地域課題として検討してまいりたいと考えております。また、その際に、町のサービスとして最適な方法を検討するため、全国の先進的な市町村の取組等を勉強して参考とさせていただき、そういった身寄りのない方への取組についても、システムという言葉は適切かどうか分かりませんが、そういったことを参考にして体制を強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、教職員の保護者対応について、教育長に再質問させていただきます。

全国の公立小中高の教職員が加入する公立学校共済組合の調査で、強いストレスを感じている教職員の割合が、2023年度（令和5年度）は過去最高の11.7%に上がりましたということで、1回目の質問のときにさせていただいております。

それで、特に保護者の過度な要求や苦情への対応に疲弊する教職員が増えており、負担を軽減する対策が急務となっているということで、これは上里では何か問題がなさそうな答弁でありましたけれども、これも実例を申し上げますと、平日の夜とか週末に保護者の対応に追われていて、学校に行くのが怖くてつらかった。これは関東地方の公立小学校に勤める男性教諭（35歳）の話で、教員になって4年目の秋を忘れられないということです。

この教員が担任した5年生のクラスで、休み時間に私物の破損を巡るトラブルが起きました。被害児童の保護者は、これは犯罪だ、相手を出席停止にしてほしいという要求をしてきました。早速学校では保護者会を開いて経緯を説明し、休み時間も子どもたちを見守る等の対策を取ったが、保護者の怒りは収まらなかった。年度末まで対応に追われて、ストレスで朝、体が動かない日もありました。副校長に電話対応を代わってもらおうといったサポートを受け、休職には至らなかったが、同様な事件が起きたら今度は耐えられるか耐えられないか分からないという、そういう事例があります。

上里町は特に今はないような話をしておりますが、こころ辺のところ、こういう話があると

したら、教育長はどのように考えますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

上里町では、先ほど答弁しましたように、そこまで大きくなった事例等はありませんが、常日頃対応しているのは、1人では対応しないということですね。様々な保護者の要求等もありますが、教員1人で対応するのではなく、必ずチームを組んで対応するように、そういう指導はしております。その中で、2人、3人の中でなかなか納まらない場合は管理職、それでもというときは教育委員会のほうへ報告をいただいて、こちらも入って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、通告書の6の学校の安全管理のところで再質問させていただきたいと思います。

令和7年5月8日の東京都立川市の小学校での児童の母親の知人2人が暴れ、教職員が5人けがをするという事件が発生をいたしました。1回目の質問でこれはしていると思いますけれども。それで、問題かなと私が思っているのは、一部の児童が避難できなかったというところなんですよ。これは立川市の教育委員会のお話でありますけれども、一応上里ではマニュアルを作って対応しているということでありまして、この一部の児童が避難できなかった、これはすごく問題であるなと思います。そういうときのためにマニュアルが作ってあるんでしょうけれども、ほかの教員に何か連絡できる方法をやはり考えていかなければいけないなと思って、その点について教育長に再質問いたしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

植原議員おっしゃるとおり、一部でも子どもたちが避難できなかったということについては、大変危惧しております。様々な状況があつてのことだと思いますので、そこを私たちは知りませんので、どうあればよかったかというのはちょっと分かりませんが、上里町のほうでもしいざとなったときは、合い言葉等を各学校で決めておりまして、ここですぐ言えませんが、合い言葉を叫んでもらって、それは何か異常があつたことだ、そういうときはここへ行く、ここへ逃げるといふような、そのような対応をしております。

また、不審者かどうかと見極めるのもなかなか大変なことをごさいますて、学校のほうで職員が対応して、これはと思ったときには1人ではなく、先ほども申しましたけれども、必ず2人以上の職員で対応し、いざとなったらさすまた等を使って防衛するというようなことも考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） この東京都の立川市で起きた事件もそうなんですけれども、これは児童館のトラブルから発展して、それが学校に持ち込まれて、これが教職員と保護者間、または保護者同士でのトラブルかもしれませんけれども、実際に上里町も児童館のトラブルが、ある地区の小学校のところに持ち込まれているという話を私は聞いているんですけれども、教育長、その話は聞いておらないですか。再質問します。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

その件については、まだ私のほうには入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） じゃ、具体的にというか、ある程度申し上げますけれども、これは長幡小学校の中でトラブルが起こっているという、その保護者間のトラブルだから何かちょっと分からないんですけれども、結局児童館でトラブルがあったものを、長幡小学校のほうまで持ち込まれて、現在トラブルが発生しているようです。私もこれ以上はちょっと、保護者の立場もあるんで、これ以上は申し上げることはできないですけれども、教育長は長幡小学校のところへ特別に、それは調査をしていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃっているトラブルかどうか分かりませんが、こちらのほうでは学校にて解決に向けて今進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 今、解決に向けへ取り組んでいるということでもありますけれども、それでは教育委員会のほうにその問合せがあったということでもよろしいのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

その話を聞いて、教育指導課長のほうから問合せをして現在に至っているということでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） 9 番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時25分からといたします。

午後4時13分休憩

午後4時25分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1 番の石井慎也です。

議長より許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、選挙について、クビアカツヤカミキリについて、AEDについて、学級費の集金についての4 つになります。

まず、1、選挙についての①投票率を上げる取り組みについて質問させていただきます。

次回の上里町町長選挙と上里町議会議員選挙まであと1 年を切りました。選挙の際に必ず話題となる投票率ですが、上里町の投票率は、2014年59.8％、2018年は55.5％、2022年は53.54％と徐々に下がってきています。全国的にも投票率は低下しており、問題になっております。町としてもできる限りの対策をし、投票率の低下に歯止めをかけなければならないと考えます。そこで、全国で行われている投票率を上げるための取組を何点か紹介いたします。

1つ目は、一般社団法人選挙割協会が行っている活動で、投票済証明書を提示すれば割引などのサービスが受けられる選挙割です。この仕組みを上里町商工会と協力して行えば、町全体が盛り上がるのではないのでしょうか。

2つ目は、5月18日に町長選挙が行われた松伏町の取組です。松伏町では、投票所にカプセル玩具器を設置し、有権者の家族と一緒に投票所に来た18歳未満の子どもにガチャガチャを楽しんでいただき、オリジナル缶バッジをプレゼントしました。子どもの頃から投票に行くという経験をすることで成人後の投票率が高くなるとの調査結果もあるので、非常によい取組ではないかと思います。上里町もまねをして取り組んでもよいのではないのでしょうか。

3つ目は、大型商業施設に期日前投票所を設置し、利便性の向上を図るというものになります。この件は、令和4年6月定例会でも私が質問していますが、その際は、投票所を運営するための投票管理者や立会人、事務従事者を確保することが困難な状況であり、導入は見合わせるとの答弁でした。それから3年たちますが、進展は何かあったのでしょうか。教えていただければと思います。

3つほど投票率を上げるための取組を紹介しましたが、上里町は次回の選挙に向けて投票率を上げるために何か取り組もうと思っていることはあるのでしょうか。お答えいただければと思います。

2、クビアカツヤカミキリについて。

①生息数を減らす取組について。

クビアカツヤカミキリは、東アジア原産のカミキリムシ科の昆虫で、中国、韓国、台湾、ベトナム等に分布し、桃、アンズなど、サクラ属果樹の重要害虫として知られています。平成24年に愛知県の桜で初めて発見されて以来、令和7年2月末までに15都府県で発生が確認されています。上里町においても発生が確認されており、対策は急務であります。

令和7年度予算には、クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金として44万円が計上されていますが、十分とは言えません。町全体としてもっと対策に力を入れなくてはならないと感じます。

そこで、クビアカツヤカミキリを捕獲した方へ、20匹確保したら地域商品券を贈呈のような懸賞金を出してはいかがでしょうか。クビアカツヤカミキリにとって日本は天敵が少ないため、被害の範囲が拡大していると言われております。そこで、クビアカツヤカミキリに懸賞金をかけることで人が天敵となり、被害の拡大を緩やかにできるのではないのでしょうか。

さらに、樹木に対して行う薬剤処理や成虫に対して行う薬剤防除の費用にも助成を行ってはどうでしょうか。被害が拡大する前に、町全体で対策に取り組み、生息数を減らしていかなければならないと考えます。

また、被害を受けてしまった樹木は樹勢が低下してしまい、枯死してしまいます。そうなってしまうと倒木の危険性があるので、伐倒処理を行うことが望ましく、それに伴う費用の助成も行ってはどうでしょうか。町としてどのようにお考えか、お答えいただければと思います。

3、AEDについて。

①AEDを普及させる取り組みについて。

AEDとは、自動体外式除細動器のことで、自動的に心電図の測定、解析を行い、心臓がけいれんし、血液を送り出すポンプ機能を失った状態である心室細動の傷病者に対して電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。心臓が停止してしまうと、1分経過するごとに7から10%ずつ救命率が低下すると言われております。119番通報から救急車の到着までに平均10分かかりますので、命を救うためにはAEDが近くにあり、迅速な対応が必要になってきます。

安心・安全な町づくりを進めるためにも、AEDの設置場所を増やしていくことが大事ではないかと考えます。実際、AEDの設置となると、購入する場合で20万円から30万円、レンタルで月4,500円から6,000円ほどかかると言われており、価格が導入する際のネックになっています。そこで、この費用の一部でも町が助成してあげることで、AEDを設置する手助けができるのではないのでしょうか。

また、町内の学校では、職員室などの室内にAEDが置かれておりますが、休日等で職員の方がいない場合には使いにくい状況にあります。ガラスを割って取り出すという方法もありますが、それでは割れたガラスでけがをしてしまうリスクが大きくなってしまいます。そのため、校舎の外にAEDを設置し、職員がいない時間帯でもAEDを使いやすくしてはどうでしょうか。町としてのお考えをお答えいただければと思います。

②学校の授業でAEDの使い方を教えることについて。

これは、ネットニュースの記事にもなった出来事なのですが、マラソン大会に参加していた女性ランナーが突発的な心停止に見舞われてしまいました。すぐにAEDが運ばれてきましたが、使われることはありませんでした。救護に駆けつけた方は男性で、倒れていた方が女性だったため、AEDが使われなかったとのこと。命は助かりましたが、意識障害が残り、寝たきりの生活を送っているそうです。

なぜ救護に当たった方がAEDの使用をちゅうちょしてしまったのでしょうか。ネット上には、助けたとしてもセクハラで訴えられてしまうのではないかと、社会的地位を失う可能性のデメリットが大きいなど、AED使用後のトラブルを恐れている声が多く上がっていました。人を助けるという救命処置の場合は、対象者を害するという悪意がなければ、民事責任は問われることはありませんが、そのような考え方を持っていては、救えるはずの命も救えま

せん。

そこで、中学校の授業で、AEDの大切さや使い方の授業を行ってはどうでしょうか。AEDの大切さや使い方を学んでいれば、使用の際にちゅうちょしにくくなり、また使用された際には訴えようとする気は起きないと思います。町としてどのように授業を行っていく考えがあるか、お答えいただければと思います。

4、学級費の集金について。

①学級費の集金方法について。

令和4年9月定例会でも同じ質問をしているのですが、現在でも学級費や学年費を現金で集金している小学校があります。子どもたちが現金を持ち登校している状況はよくないと考えます。近年は、様々な決済方法が普及してきているので、保護者がQRコード決済等で支払いができるようになるとういのではないのでしょうか。町としてどのようにしていく予定なのでしょうか。お答えいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 1番石井慎也議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井慎也議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、選挙についての①投票率を上げる取り組みについてですが、御質問の内容は選挙に関することになりますので、後ほど選挙管理委員会委員長からお答え申し上げます。

次に、2、クビアカツヤカミキリについての①生息数を減らす取組についてお答え申し上げます。

クビアカツヤカミキリは、中国大陸が原産で、幼虫は樹木の生木を食べ、フラスと言われるふんと木くずが混ざったものを排出しながら、樹体内で2年から3年かけてさなぎになります。成虫は体長約3から4センチメートルほどの光沢のある黒色で、胸部が赤色なのが特徴のカミキリです。平成30年1月に特定外来生物として指定され、桜、梅、桃、スモモなどの主にバラ科の樹木を枯死させることもある害虫です。

県内では、平成23年に深谷市で成虫が捕獲されましたが、このときは被害の確認はできませんでした。その後、県の環境科学国際センター等の調査により、令和5年度までに被害が報告された市町村は延べ37市町村となっており、被害の拡大が懸念されています。町内におきましても被害が確認されており、早急に対策が必要な状況にあると認識しております。

議員御提案の捕殺した成虫への奨励金や懸賞金、また被害木の伐採、薬剤防除に対する費用の助成などにつきましては、クビアカツヤカミキリの被害防止対策の取組として参考にさせて

いただき、他自治体の動向も注視しながら、実施の可否について検討いたします。

町といたしましても、クビアカツヤカミキリの被害拡大を防ぐためには、早期発見、早期防除が重要であると考えております。今後も町が管理している公園や学校、各種施設においては、早めの巡視と薬剤散布等の防除の取組を進め、被害拡大防止に努めます。また、町民の皆様に対しましても、様々な方面から情報入手を進めながら、ホームページや広報紙等を利用した周知啓発や情報提供について御協力いただけるよう、現時点で連携できる取組の実施に努めてまいります。

なお、5月30日、先週ですが、大野県知事との意見交換の中でもクビアカツヤカミキリの被害についての県の考え方の説明がございました。こういったところで注視していきたいと思っております。

次に、3、AEDについての①AEDを普及させる取組についてお答え申し上げます。

AEDは、心停止状態に陥った際に、その状態を機械が自動的に解析し、必要に応じて電気的なショックを与えて心臓の動きを元に戻すもので、心停止時の救命措置として不可欠なものと言えます。

一般財団法人日本救命医療財団が示すAEDの適正配置に関するガイドラインでは、設置を推奨する施設として、役場等規模の大きな公共施設のほか、小中学校、保育園、大規模な商業施設等を挙げています。

上里町における設置状況ですが、公共施設、民間施設合わせますと、町内65か所に設置されており、ガイドラインで設置が推奨されている施設にはおおむね設置されており、緊急時にいち早く救命活動を行えるよう整備しております。

AEDの普及には、議員お話のとおり、補助金を活用し、設置台数を増やすことにより、救命率の向上につなげることも有効であると考えますが、AEDの本体価格が高額なことに加え、設置後についても経済的負担を伴うなど、持続的かつ適切な維持管理をすることは容易ではないと考えております。

また、AEDの設置については、ガイドラインの中で効果的な場所への設置が求められているため、設置したことのみを評価して全ての希望者に補助金を交付することは望ましいものではないと考えており、補助金の交付基準に対する考え方など、整理しなくてはならない課題も多く、補助金を活用したAEDの普及は難しいと考えております。

心停止時に命を救うには、AEDの使用だけでなく、心臓マッサージや人工呼吸による蘇生を行うことも重要でありますので、児玉郡市広域消防本部で行っている救急法講習会で救命方法等を学んでいただくことも、救急時の救命率を向上させることにつながると考えております。

町といたしましては、ホームページ等を通じ、AEDの設置箇所や適正使用について周知す

るとともに、関係機関や関係課と連携して、緊急時にＡＥＤをはじめとした救命活動できる環境の整備を進められるよう努めてまいります。

なお、学校の外にＡＥＤを設置し、休日の利用者にも使いやすくしてはどうか、②学校の授業でのＡＥＤの使い方を教えることについて及び４、学級費の集金方法についての御質問につきましては、教育長から答弁いたします。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 通告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ時間を延長いたします。

会議を続行いたします。

次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井慎也議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、３、ＡＥＤについての①ＡＥＤを普及させる取り組みについてでございます。

ＡＥＤは、各学校に１台設置しており、設置場所は職員室または保健室となっております。また、設置場所が明確になるように、職員室、保健室の窓側及び体育館に設置場所が分かるような掲示をしております。スポーツ少年団などの社会体育団体が学校を使用して活動している際に必要になった場合は、速やかに活用できるようになっております。

使用に当たっては、学校が施錠されていても、ガラスを割り使用できるように窓際に設置しており、緊急の場合は窓ガラスを割ってよいことを使用団体に周知しております。

校舎の外にＡＥＤを設置することにつきましては、議員御指摘のとおり、すぐに持ち出すことができることで使いやすくなるといったメリットがあります。一方で、温度変化による故障や盗難といった管理面や、設置場所の確保、設置費用といった課題もあり、警備されている校舎内の設置としております。

今後につきましては、万が一の場合に迅速に対応できる環境を整えるとともに、スポーツ団体等の会議やイベントにおいて既存のＡＥＤの周知を強化し、より安全な団体活動を支援してまいります。

次に、②学校の授業でのＡＥＤの使い方を教えることについてでございます。

中学校保健体育の学習指導要領では、傷害の防止や健康な生活に関する単元において、ＡＥＤの活用や心肺蘇生法の指導が含まれており、命を救うための重要な知識と技術を身につける機会となっております。

本町においては、中学２年生の保健の授業において、緊急時の適切な対応方法と救急救命の

重要性を理解することを目的とし、AEDの活用方法や心肺蘇生法について、教科書や動画、実物を用いて学習しております。また、児玉郡市広域消防本部と連携し、心肺蘇生の練習用人形を活用し、心肺蘇生法の実践研修を実施した学校もあり、AEDの基本的な使い方や心肺蘇生法との組み合わせで緊急時の対応手順などを学習いたしました。

今後も、保健体育の授業だけではなく、児玉郡市広域消防本部と連携して研修を進めるとともに、児玉郡市広域消防本部で開催している救急法の講習会などを生徒に周知するなど、専門的な知識や実技を学べる場を紹介し、いざというときに命を救うための大切な知識を身につけられるように努めてまいります。

次に、4、学級費の集金についての①学級費の集金方法についてでございます。

個人が利用するドリル等の教材費については、保護者の方に負担していただいておりますが、集金方法は学校により異なっております。

以前の議会定例会で議員より御質問いただいたときは、上里東小学校と中学校2校が口座引き落としを行っておりましたが、現在では、神保原小学校、長幡小学校、七本木小学校についても口座引き落としとなっております。

子どもに現金を持たせることに抵抗がある保護者の存在につきましては承知しております。また、集金により集められた多額の現金が学校内に保管されている状況は望ましいことではないため、残りの賀美小学校につきましても、口座引き落としの実施について準備を進めております。

議員御提案の電子決済などにつきましては、多様な支払方法により保護者の方の利便性は上がりますが、学校での管理が複雑化するとともに、金額の過誤や手続の間違いの発生が懸念されます。その要因といたしましては、保護者ごとに金融機関や支払方法が異なることにより入金種別が膨大になり、確認作業時間が大幅に増加すること、入金の確認誤りが発生する可能性が高まるということによるものです。口座引き落としに係る手数料負担も生じることから、実施については慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、選挙管理委員長の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

〔選挙管理委員会委員長 関根健次君発言〕

○選挙管理委員会委員長（関根健次君） 選挙管理委員会委員長の関根でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、石井慎也議員の1、選挙についての①投票率を上げる取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者である町民一人一人が政治に参加する大切な機会であります。しかしながら、近年は国政選挙、地方選挙を問わず投票率が低下傾向であり、特に若年層の投票率の低迷が課題となっております。

本町におきましては、選挙管理委員会を中心に、投票参加を促す啓発活動や将来の有権者を育成する主権者教育を実施しております。その取組の中で、町公式LINEを活用した情報発信や、商業施設と連携した場内放送による選挙啓発は、若年層や子育て世代などに啓発効果が期待できるものと考えております。

議員御提案の投票率を上げるための事例につきましては、これまでも全国各地において様々な手法による啓発活動が展開されているところでございます。

1つ目の投票済証明書を活用した割引サービスにつきましては、投票済証明書の提示により特典を受けられる仕組みであり、主に若年層の投票行動を促すきっかけとして一定の効果があるものと認識しております。しかしながら、選挙管理委員会は政治的中立性が求められる機関であり、特定の事業者と連携することで公平性に疑念が生じるおそれがあります。また、割引などの特典が投票の自由な意思決定に影響を与える可能性も否定できません。そのため、選挙の中立性や公平性を損なうことがないよう、民間の自主的な取組として行われることが望ましいと考えております。

2つ目のカプセル玩具器を活用した啓発につきましては、子育て世代の投票率向上や話題性の面で一定の効果が期待される一方、物品の提供が投票の見返りと誤解されることへの懸念や、先着順による配布に伴う公平性など、課題があると認識しております。

また、上里町議会議員一般選挙・上里町町長選挙の期日前投票期間は4日間と短く、限られた日程の中で投票者が集中する傾向にあることから、投票所における混雑緩和や円滑な運営が重要な課題となっております。このような状況の中で、新たにメダル配布や管理などの事務作業を追加することは、投票事務全体の負担を増大させることにもつながるため、現時点では適切ではないものと考えております。

3つ目の大型商業施設に期日前投票所を設置することにつきましては、利便性の高さなどの利点がある一方で、民間施設であるため、選挙の公正性、中立性への懸念、プライバシーの確保のほか、施設側への負担、協力体制が求められます。

また、新たに期日前投票所を増設する場合は、二重投票を防止するための名簿対象のオンライン化が必須であり、安全なネットワークの構築など技術的な課題があります。

さらには、投票管理者や立会人、事務従事者など必要な人員の確保が困難な状況は依然として解消しておらず、現時点での実施は困難であると考えております。

来年4月に予定されている上里町議会議員一般選挙・上里町長選挙における新たな取組とい

たしましては、前回は1月中旬に決定した選挙期日の決定を、年内中に行いたいと考えております。選挙期日を早期に決定することで、周知や準備期間を十分に確保し、選挙啓発や投票環境の整備を計画的に進めることが可能となるため、有効な対策の一つであると認識しております。

若年層を含む投票離れは、政治への無関心や、投票しても変わらないという無力感なども要因であると考えられます。そのような状況の中、教育委員会が議場を使用して開催している児童生徒との意見交換会や、議会が意見交換会・議会報告会として開催しているふれあい座談会は、町民の政治参加への関心を高め、投票行動につながる大切な取組であると認識しております。

選挙管理委員会といたしましては、引き続き公正かつ円滑な選挙の執行に努めるとともに、有権者が政治に関心を持ち、主体的に選挙に参加することができるよう、投票参加を促進するための啓発活動と投票環境の整備に一層努めてまいります。

以上で終了させていただきます。

○議長（飯塚賢治君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） それでは、御答弁ありがとうございました。

そうですね、まず1の選挙についてのところから再質問させていただきたいと思います。

本当に事例を挙げただけなんですけれども、それに対して全て答えていただいて非常にありがとうございました。実際にやってみると結構大変なことというのもあると思うんですけれども、やはり何か1つでもいいから、何か新しいことを毎回していかないと、なかなか毎年同じことでは変わっていかないのかなとは思っているんですけれども、その中で、今回、選挙期日を早め、年内に行うというところと、あと、大型商業施設等での館内放送、LINEを使っでの周知を行うというようなことをおっしゃっていただいて、本当に若い世代が特に選挙に行かないというようなところがあると思うんですけれども、その中でこのようなツールを使ってやっていくというのはすごくいいことかなというふうには思っております。

それでもやはり年々投票率というのは下がっていつてしまっているというのは事実ではあるんですけれども、目標としてといたら難しいんですけれども、どのあたりぐらいを目指していきたいかなというのだけでも分かれば教えていただければかなと思います。

○議長（飯塚賢治君） 選挙管理委員長。

〔選挙管理委員会委員長 関根健次君発言〕

○選挙管理委員会委員長（関根健次君） 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員の質問いただいた内容ですが、具体的に計算するというのは大変難しいものですが、資

料でもお示しいただいたように、年々投票率が下がっているという現状を見ますと、何とか回復といいますか、前回の投票率を少しでも上回ればもちろんいいんですが、少なくとも投票率の低下に歯止めがかかるような努力はさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に投票率というのは、町が幾らしたところで、行く人が最終的には決めることだとは思ひますので、町としてできる範囲のことをやっていただければありがたいかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2 のクビアカツヤカミキリについての再質問をさせていただきます。

本当に最近になって急に上里なんかだとどんどん増えてきているなという印象ではあるんですけども、その中で、町としても補助金を出して、町として対策をしていく分というのはあるわけですけども、やはり一般住宅でも桜の木はありますし、至るところにそういう木が生えている中で、やはり町全体で管理していかななくてはならないとは思ひますので、これを早急に対策をしていかなければならないとは思ひわけなんですけれども、その件で町長も大野知事とも意見を交わしたというふうに先ほど御答弁いただいたわけなんですけれども、県に対してはどのような要望というんですかね、どのような意見交換になったのか、もし内容が分かれば教えていただけたらかなと思ひます。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答へ申し上げます。

5 月 30 日は、意見交換で県のほうから示された被害についての対応ということなんで、私からあえてじゃなくて、大野知事からこういうクビアカツヤカミキリの被害について県の考え方を提示されていますので、補助とかそういったところも含めて、これから県の考え方を進めたらどうかと思ひております。具体的にはまだこれからですね。一応その対応についてという説明があっただけですので、具体的な内容をもう一回精査して、お答へできるかと思ひております。今ちょっと手元にはないんで、また改めて精査させていただきます。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） そうですね、そうしましたら、また上里町としてこういう要望がありますよというのも県にも上げていって、町独自だけではなく、県ともやはり協力してやってい

くというような形でよろしいのでしょうかね。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員のクビアカツヤカミキリの再質問にお答え申し上げます。

県から示された内容を精査しまして、町として、またほかの自治体も同じような取組を考えているようでございますので、そういった県の町村会を含めてちょっと整理して、県のほうに申入れとか、そういったものを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3 の A E D についてのところで、A E D を普及させる取組についてのところで再質問させていただきたいと思ひます。

先ほどの御答弁の中で、やはりどこもかしこも A E D を設置すればいいという問題ではないという、効果的に使われなければならないというような御答弁があつたとは思ひうんですけども、そういう意味では、私のほうで全国 A E D マップというのがホームページとかで見られるんですけども、それで見たとこ、町内の保育園とか学童とかの場所に A E D が置かれていないのではないかというような、マップを見た限り、そういう場所があるんですけども、そうすると、子どもたちの命を守るためにも、やはり A E D というのを最優先で置くべきなのではないかというふうには私としては思ひうんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の A E D を普及させる取り組みについての再質問にお答え申し上げます。

A E D の適正配置に関するガイドラインによりますと、A E D の効果的、効率的な設置に当たっての考慮すべき内容として、「心停止の発生頻度が高いこと」や「心停止のリスクがあるイベントが行われる」、「救助の手がある、心停止を目撃される可能性が高い」等の項目があり、全ての施設等に設置すれば効果的であるというものではないと理解しております。そういったことで御理解いただきたいと思ひしております。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 心停止をする場面というのがどこにあるかというのは難しいとは思いますが、その中で、子どもたちがいる場所というのは、子どもはどんな動き方をするか分からないと言ってしまったらあれなんですけれども、急に誰かとぶつかってみたり、よく子どもとかでふざけっこをしていたりとかという中で、AEDは使わなければ、使う場面が起きなければ一番いいんですけれども、使う場面が起きてしまった場合に、もしあったら助かったのという、そういうようなことがあってはいけないと思うんですよね。あったから何とかなったということにしたいと思うんですよね。なので、やはりそのときに、上里町の中で保育園だったり学童だったり子どもがいるような場所というのは、これは本当に優先的に導入すべきかなというふうに私は思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

お子様がいらっしゃるということですが、特に保育園については、1 か所未設置のところがありますが、ほぼ公立、民間含めて設置しております。また、放課後児童クラブ関係でも、公立におきましては児童館には全て設置されているということであり、民間の場合には、1 か所だけ設置されている状況であります。こういったところで、子どもさんたちに対する対応が十分ではございませんが、一応対応できているということで理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 大体のところには設置されているというような答弁なんですけれども、大体ではまずいと思うんですよね。あるところにはあるけれども、ないところにはないではなく、やはり全ての場所に設置するべきかなとは思っているんです。なので、そのあたりの対応というのを早めにちょっと検討していただきたいかなというふうに思うんですけれども、改めてどうでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

例えば保育園であれば、児童館との近隣のところで1 か所だけ、具体的にはめぐみ保育園なんです、神保原の児童館に近接しているということで未設置になっております。大体距離としても100メートル以内。また、民間の放課後児童クラブにおきましても、児童館とかそうい

ったところとの近隣、近い場所ということで、基本的には何か発生した場合には対応できるということで、理解できると思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） できる限り置けるように検討を進めていただけたらありがたいかなというふうに思います。

続きまして、同じAEDのことなんですけれども、休日等で学校に職員等がいない場合というところなんですけれども、外に置くに当たって新たに場所をつくらなくてはならない、盗難の心配もしなくてはならない、機械的な問題もあるというところもあるということは答弁いただいているんですけれども、その中でもやはりガラスを割って取り出すというのは結構抵抗がある部分と、上手にガラスが割れるのかという話と、救護している人が今度けがをしてしまうのではないかという心配はあるんですよ。なので、最近だと外に設置するようになった学校等の話を聞くと、やはりそこに盗難防止用のGPSをつけてみたり、いろいろそういう対応はしているみたいなんですけれども、上里町としてはそのあたりを検討していくということはあるのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

外に設置するということについては、上里町としては考えておりません。ただ、主な活動場所として、学校を使つての活動場所は体育館であるとか校庭であるとかということだと思いますので、そこから職員室なり保健室なりはそれほど遠くなく、ガラスを割るのに抵抗があるということはあるかもしれませんが、何か大きな石を持って割ってもらうとか、けがのないように割ってもらって使用してもらえればと考えております。また、その際は割っても構わないということは周知していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 分かりました。なかなか割る勇気は出ないかもしれないんですけれども、割る訓練まではしないんで、ちょっとできたら検討していただきたいかなとは思ったところでございます。

また、ちょっと休日の利用ということで、スポーツ少年団とかは結構休日に利用する団体か

なと思うんですけれども、そのスポーツ少年団は学校以外でも活動したりすると思うんですけれども、特にサッカーとか野球とか、球技のボールのようなものがやはり胸に当たってしまっ、子どもが心停止になってしまうというようなニュースは度々耳にすることなんですけれども、外で活動する場合というんですかね、そういうときに、学校外という言い方ですかね——で活動する場合に対して、スポーツ少年団に対してAEDを持たせたほうがよいのではないかなというふうに私は思うわけなんですけれども、そのあたり町としてはどのようになっていますか。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

町としては、町民体育館に3台貸出し用のAEDを設置しております。ですから、忍保のグラウンドで活動するであるとか、ほかの場所で、堤の調節池で活動するとか、そういう活動の際は貸し出しております。3台が一遍に全部貸出しされてしまうということは、今のところありませんでした。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） ありがとうございます。

本当に子どもたちに安心してやはりスポーツをやってもらいたいなと思っていますので、そのような対応はすごくありがたいかなと思います。

続きまして、②の学校の授業でAEDの使い方を教えることについてなんですけれども、もう既に実際に人形を使ってやられた学校もあるというような話だったんですけれども、これは上里町の中学校両方でもうやられていることなんでしょうかね。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

基本的には両方やっていると思います。私、今のところ確かめたわけじゃないですが、毎年、AEDの使用法については教職員を含めやっているところですので、消防本部のほうからお借りしてやったり、あるいは消防本部の方に指導していただいてやっていたりしていると思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 1番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） ありがとうございます。

実際、私も消防団に入っていて、消防団のほうでもやはりこういう講習等をやっているんですけども、本を読んだりとかしているだけじゃなくて、実物を触って、実物を目にしているというのはすごく大きなことだなと思いますので、中学校等でやられているということであれば、非常によいことかなというふうに思いますので、引き続きやっていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後の学級費の集金について、1 っだけ質問させていただければかなと思います。

賀美小学校だけがいまだに現金での集金になってしまっているということなんですけれども、これは口座引き落としも今検討されていると思うんですけども、およそいつぐらいまでにとか、もしあるようでしたらお願いしたいんですけども。

○議長（飯塚賢治君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

はっきりいつまでとは申し上げられませんが、今年度中には実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 1 番石井慎也議員の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5 時 1 6 分散会